# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年10月31日

【事業年度】 第31期(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

【英訳名】 TABIKOBO Co. Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 林 祐 樹

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】 03-5956-3044

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務本部本部長 田 村 健 二

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

【電話番号】 03-5956-3044

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務本部本部長 田 村 健 二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社旅工房大阪支店

(大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月		2021年3月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 6 月	2025年 6 月
売上高	(千円)	918,946	1,117,331	1,262,255	3,342,251	3,722,853
経常損失( )	(千円)	1,989,141	1,339,066	910,088	393,184	108,419
親会社株主に帰属する 当期純損失( )	(千円)	2,925,364	1,568,993	1,045,519	400,866	767,900
包括利益	(千円)	2,936,138	1,568,597	1,043,251	416,375	770,019
純資産額	(千円)	1,017,789	1,743,728	1,805,770	1,389,686	619,677
総資産額	(千円)	4,344,479	3,660,669	1,845,670	3,524,648	3,720,931
1 株当たり純資産額	(円)	199.96	299.63	230.95	68.86	29.77
1株当たり当期純損失	(円)	607.53	276.91	153.91	26.49	38.86
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	23.6	48.5	100.0	38.6	15.8
自己資本利益率	(%)	1,178.8	ı	1	1	78.8
株価収益率	(倍)	ı	-	1	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,996,912	955,900	1,452,899	121,826	128,481
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	128,204	1,547,919	1,379,821	14,189	1,287
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,882,772	444,307	519,789	1,782,198	10
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	3,460,508	1,408,867	824,908	2,479,245	2,603,535
従業員数 〔ほか、平均臨時 従業員数〕	(名)	289 (19)	188 ( 22 )	114 〔19〕	95 (13)	108 〔11〕

- (注) 1 . 第27期、第28期、第29期、第30期及び第31期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式 は存在するものの、 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
  - 2.第28期、第29期及び第30期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスのため記載しておりません。
  - 3.第27期、第28期、第29期、第30期及び第31期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
  - 4.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第28期の期首から適用しており、第28期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
  - 5 . 2023年10月26日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から6月30日に変更しました。従って、 第30期は2023年4月1日から2024年6月30日の15か月間となっております。
  - 6.第27期から第29期には、退任した監査公認会計士が限定付適正意見を表明する根拠となった、法人営業部門の一部の仕入高が含まれております。

#### (2) 提出会社の経営指標等

回次		第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月		2021年3月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 6 月	2025年 6 月
売上高	(千円)	802,593	1,074,164	1,130,238	3,152,721	3,667,917
経常損失( )	(千円)	1,957,168	1,330,451	880,466	400,535	122,963
当期純損失( )	(千円)	2,915,565	1,569,142	1,016,973	422,878	797,041
資本金	(千円)	654,472	1,061,865	1,545,330	3,358,367	100,000
発行済株式総数	(株)	5,135,500	5,944,300	8,029,800	19,799,800	19,799,800
純資産額	(千円)	1,095,362	1,853,347	1,889,150	1,299,803	502,772
総資産額	(千円)	4,237,537	3,511,086	1,705,569	3,361,464	3,539,545
1 株当たり純資産額	(円)	213.94	313.02	238.06	65.78	25.44
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当 額)	(円)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
1 株当たり当期純損失	(円)	605.49	276.94	149.71	27.95	40.33
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	25.9	52.8	111.6	38.7	14.2
自己資本利益率	(%)	1,714.6	-	-	-	88.4
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時 従業員数〕	(名)	245 ( 12 )	140 (13)	69 ( 10 )	66 (12)	78 〔10〕
株主総利回り (比較指標:配当込み TOPIX)	(%)	128.0 (142.1)	83.5 (145.0)	38.7 (153.4)	22.2 (220.5)	18.7 (229.5)
最高株価	(円)	1,817	1,580	918	545	214
最低株価	(円)	729	523	316	170	145

- (注) 1.第27期、第28期、第29期、第30期及び第31期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
  - 2 . 第28期、第29期及び第30期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスのため記載しておりません。
  - 3.第27期、第28期、第29期、第30期及び第31期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
  - 4.最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
  - 5.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第28期の期首から適用しており、第28期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
  - 6 . 2023年10月26日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から6月30日に変更しました。従って、 第30期は2023年4月1日から2024年6月30日の15か月間となっております。
  - 7.第27期から第29期には、退任した監査公認会計士が限定付適正意見を表明する根拠となった、法人営業部門の一部の仕入高が含まれております。

# 2 【沿革】

当社は、1994年4月に、旅行会社へ航空券、ホテル、パッケージツアー等の旅行商品の卸売りを行うことを目的として設立され、その後、一般消費者向けの旅行商品販売に業態変更を行い、現在に至っております。 当社の沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
1994年 4 月	海外航空券、海外宿泊券の販売を目的として、東京都豊島区池袋に株式会社旅工房設立
1994年 4 月	一般旅行代理店業登録(登録第9230号)
1997年 6 月	旅行業法に基づく第3種旅行業登録(東京都知事登録旅行業3-4251号)
1998年 9 月	オンラインでの海外旅行商品販売を開始
2002年1月	本社を東京都豊島区西池袋へ移転
2003年 5 月	旅行に係る公正競争規約の制定・運用を行う旅行業公正取引協議会へ加入
2003年5月	一般社団法人日本旅行業協会(JATA)へ加入
2003年9月	旅行業法に基づく第1種旅行業登録(国土交通大臣(現 観光庁長官)登録旅行業第1683号)
2003年10月	仙台支店を宮城県仙台市青葉区に設置
2004年8月	各国の航空会社で組織される国際的な民間団体である国際航空運送協会(IATA)より公認代理店の認可を取得
2004年11月	国内旅行の取扱いを開始
2006年6月	大阪支店を大阪府吹田市に設置
2006年8月	名古屋支店を愛知県名古屋市中区に設置
2007年11月	福岡支店を福岡県福岡市中央区に設置
2008年11月	札幌支店を北海道札幌市中央区に設置
2010年9月	ALOHA 7, INC.の第三者割当増資引受により子会社化
2013年3月	ALOHA 7, INC.の全株式を取得し完全子会社化
2013年10月	本社を東京都豊島区東池袋へ移転
2015年 5 月	大阪支店を大阪府大阪市中央区南船場へ移転
2016年2月	仙台支店を閉鎖
2016年12月	Tabikobo Vietnam Co. Ltd.をベトナム社会主義共和国ホーチミン市に設立(現・連結子会社)
2017年4月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2018年8月	PT. Ramayana Tabikobo Travelの株式を取得し子会社化(現・連結子会社)
2019年11月	大阪支店を大阪府大阪市中央区難波へ移転
2020年4月	札幌支店、福岡支店を閉鎖
2021年10月	株式会社ミタイトラベルを株式会社日本旅行との共同出資により設立(現・連結子会社)
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の再編に伴いグロース市場へ移行
2023年10月	第三者割当増資により、株式会社アドベンチャーが親会社となる 決算期を3月31日から6月30日に変更
2024年 1 月	ALOHA 7, INC.の全株式を売却し、連結範囲から除外

#### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社と当社の連結子会社 3 社(Tabikobo Vietnam Co. Ltd.、PT. Ramayana Tabikobo Travel及び株式会社ミタイトラベル)の計 4 社によって構成されています。

当社グループは、主に日本国内の個人顧客をターゲットにオンラインでの海外向けを中心とするパッケージ旅行の 企画・販売や、航空券の販売、宿泊手配、オプショナルツアーの手配等を行っております。個人向け以外にも、企業 や官公庁、学校法人等の法人顧客向けに業務渡航や団体旅行の手配等を行っております。

連結子会社のTabikobo Vietnam Co. Ltd.は、ベトナムで主に現地企業向けのコンサルティング事業、航空券の販売及び宿泊の手配等を行っております。また、PT. Ramayana Tabikobo Travelは、インドネシアで主に個人顧客向けの宿泊及びオプショナルツアーの手配等を行っております。

当社グループは、旅行業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業についてその特徴を記載します。

### (個人旅行事業)

個人のお客様に対し、海外向けを中心とするパッケージ旅行を企画・販売するとともに、単品での航空券販売、 宿泊手配、オプショナルツアー、海外旅行保険等の手配を行っております。

個人旅行事業における当社の特徴は以下のとおりです。

#### (1) インターネットでの顧客獲得

当社グループでは、パッケージ旅行等の旅行関連商品の販売チャネルを自社ホームページや他社が運営する旅行系のポータルサイトといったインターネット上での販売に絞り込むとともに、お客様とのやり取りについてはメール及び電話を主な手段としています。これによって、店舗開設・運営にかかる固定費を削減し、コストの低減を図っております。

# (2) 「トラベル・コンシェルジュ」による旅行カスタマイズ

当社グループでは、インターネット上で顧客獲得を行っておりますが、旅行商品の販売手段としては、個人のお客様の旅行予約に際し「トラベル・コンシェルジュ」がサポートする仕組みと、自動化された販売システムを使用してお客様ご自身の操作によりウェブサイト上で予約手続きが完結するオンライン販売システムの2種類があります。

当社グループでは、独自に実施したインターネットユーザーの行動調査により、オンライン予約の過程で多数のユーザーが「商品ページに記載されているよりも詳細な情報を知りたい」「初めての旅行先は相談して最終決定したい」「複雑な旅程や条件で予約したい」等、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズがあることを把握しております。

これらの潜在ニーズに応えるため、当社グループではシステムによるオンライン予約と、システムで対応しきれないお客様に対して、方面別に旅行先の情報に精通したプロフェッショナルによる電話やメールでの対応を組み合わせた「ハイブリッド戦略」を推し進めております。

具体的には、旅行先の方面別に「トラベル・コンシェルジュ」と呼ぶ担当者を配置し、お客様からインターネットでいただいたお問い合わせをもとに、担当する地域に精通した「トラベル・コンシェルジュ」が電話及びメールでご要望のヒアリングを行い、ヒアリング内容をもとに必要に応じて旅行内容のカスタマイズや旅程の組み直しを行って、一人ひとりのお客様に最適な旅行を提供するための体制を整えております。

これにより、自宅に居ながらにして旅行予約ができるオンラインの利便性を確保しつつ、こだわりのあるお客様のニーズにも応えられる付加価値の高い商品提案を行っております。

### (3) 24時間対応のオンライン予約システム

当社グループでは、「トラベル・コンシェルジュ」がお客様のご予約をサポートする仕組みに加えて、旅行業界の中で急成長している分野である24時間対応のオンライン予約を強化しており、お客様が航空券とホテルの組み合わせをシステム上で自由に選べるダイナミックパッケージと従来型の既製旅行パッケージを販売しております。

オンライン販売システムを利用する場合、24時間いつでも旅行商品の予約が可能となっており、曜日や時間を 問わず今すぐ予約したいというお客様のニーズに対応しております。

#### (4) 方面別組織による付加価値の高い旅行商品の提供

当社グループでは、方面別に組織を分けており、それぞれの部署が旅行の企画から予約、手配までを一貫して行う体制としております。目的地の地域ごとにお客様のニーズが異なることから、地域特性に応じた商品の企画及び販売を可能とすることで、価格競争力のみならずお客様のニーズに即した付加価値の高い旅行商品を提供しております。

## (法人旅行事業)

企業、官公庁、学校法人等のお客様に対し、国内及び海外への業務渡航手配を行っております。また、法人のお客様向けの団体旅行も取扱っており、少人数のグループ旅行から数百人規模の大型の旅行まで、研修旅行、報奨旅行はもちろんのこと、専門性の要求される国際会議、展示会、学会やコンサート等の各種イベント向けの旅行についても取扱っております。

### (インバウンド旅行事業)

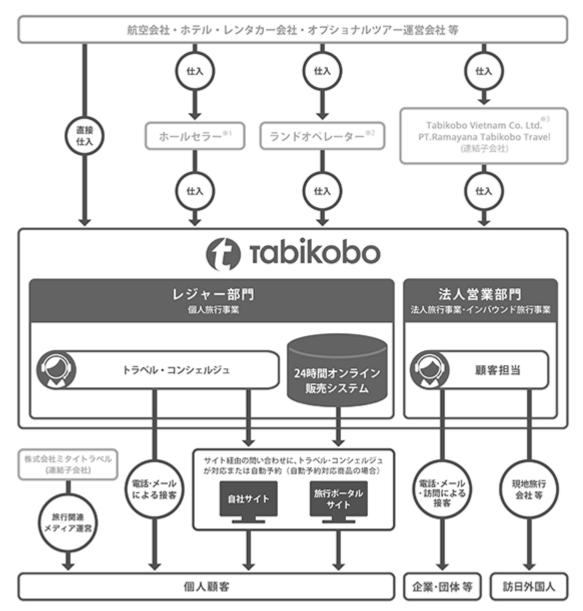
海外から日本を訪れる訪日外国人を対象としたインバウンド旅行の手配を行っております。現在は、海外の企業 や団体等の業務渡航や団体旅行への対応が中心となっておりますが、今後は国内の宿泊施設等とのネットワークを 充実させて、個人による訪日旅行についても注力してまいります。

これらの主要事業における旅行取扱額は以下のとおりです。

	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
	2021年3月期	2022年3月期	2023年 3 月期	2024年 6 月期	2025年 6 月期
個人旅行事業 (千円)	312,302	340,098	921,112	3,531,720	4,386,628
法人旅行事業 (千円)	414,756	187,184	2,178,466	3,602,686	2,356,728
インバウンド旅行 事業(千円)	156,522	427,626	110,460	2,547	-
合計(千円)	883,580	954,910	3,210,039	7,136,953	6,743,357

(注)旅行取扱額は、当社と当社の連結子会社以外の他の旅行会社が主催し当社グループが代理販売する旅行商品 (以下、「他社主催旅行」という。)の販売額を含めた顧客への販売総額をいいます。なお、売上高の算出に おいては、当社グループが他社主催旅行の販売によって当該他の旅行会社から収受する販売手数料部分のみを 計上する一方、保険販売手数料等の旅行商品以外の収入を含めて計上しております。 事業系統図に示すと以下のとおりであります。

# [事業系統図]



- ※1 航空券、ホテル、パッケージツアー等の卸売りを行う業者
- ※2 現地のホテルや交通手段等の手配を行う業者
- ※3 当社は連結子会社のTabikobo Vietnam Co, Ltd.及びPT, Ramayana Tabikobo Travelとの間で旅行商品の仕入取引を行っております。

# 4 【関係会社の状況】

				議決権の所有		関係内容
名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	(又は被所有) 割合(%)	役員の 兼任等 (人) (注) 3	取引等
(親会社) 株式会社 アドベンチャー (注) 1	東京都渋谷区	4,072,778千円	旅行事業、 投資事業	(53.03)	1	当社への従業員 の出向
(連結子会社) Tabikobo Vietnam Co. Ltd.	Ho Chi Minh City, Vietnam	689,569 <b>干</b> VND	コンサル ティング 業、旅行業	99.0	1	当社への旅行商 品等の販売
PT. Ramayana Tabikobo Travel	Bali, Indonesia	2,500,000千IDR	旅行業	67.0	1	当社への旅行商 品等の販売
株式会社 ミタイトラベル (注3)	東京都豊島区	90,000千円	メディア 運営、旅行 関連事業	65.0	2	当社への管理業 務の委託

- (注)1.有価証券報告書の提出会社であります。
  - 2.役員の兼任等には、当社の従業員が関係会社の役員を兼任している人数を含んでおります。
  - 3.特定子会社であります。

# 5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年 6 月30日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
レジャー部門	52(7)
法人営業部門	10
コーポレート部門	9(3)
事業戦略部門	7
Tabikobo Vietnam Co. Ltd.	9(1)
PT. Ramayana Tabikobo Travel	21
株式会社ミタイトラベル	0
合計	108 ( 11 )

- (注) 1.従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
  - 2.従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
  - 3. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
  - 4. 当社グループは旅行業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

#### (2) 提出会社の状況

2025年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
78 (10)	33.8	5.6	4,049

事業部門の名称	従業員数(名)
レジャー部門	52(7)
法人営業部門	10
コーポレート部門	9(3)
事業戦略部門	7
合計	78 ( 10 )

- (注) 1.従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
  - 2.従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
  - 3. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
  - 4. 当社は旅行業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
  - 5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は存在しませんが、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

当事業年度					
管理職に占める	男性労働者の	労働者の男女の 賃金の差異(%)(注2)			補足説明
女性労働者 の割合(%) (注)1	育児休業取得率 (%)(注)2	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
33.3	-	-	-	-	-

- (注) 1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
  - 2. 当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき、管理職に占める女性労働者の割合のみ公表しております。

# 第2 【事業の状況】

# 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものです。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「国際交流の発展及び世界平和に貢献することと同時に、全従業員及び関係者の物心両面の充足と幸福を追求する」ことを経営理念として掲げております。旅行業を通じて国際間における人的交流の促進に寄与することが、我が国と諸外国間における国際交流の発展につながり、ひいては世界平和の実現に貢献できるとの理念のもと、当社グループの事業を推進してまいります。

また、持続的な事業の発展と公正な利益分配を通じて、株主の皆様、従業員、旅行者、取引先といった全てのステークホルダーの物心両面の充足と幸福実現を追求してまいる所存です。

# (2) 目標とする経営指標

当社グループでは、事業規模拡大の観点から、売上高及び売上総利益の額とそれらの成長率を重要な経営指標と 位置付けております。また、事業の収益性と企業価値の向上を目指すべく、営業利益、経常利益及び1株当たり当 期純利益の額とそれらの成長率についても重要な経営指標と認識しております。

#### (3) 中長期的な経営戦略

当社グループの主力事業である個人旅行事業においては、オンライン販売の利点と「トラベル・コンシェルジュ」による柔軟な対応を組み合わせた「ハイブリッド戦略」により事業を拡大させてまいりました。

今後も「ハイブリッド戦略」を拡大・深化させることが国内及び海外の個人旅行市場におけるシェア拡大につながるという考え方から、システム投資によりオンライン販売システムの利便性を高めつつ、商品企画の強化や人材の採用・教育の強化を通じて、旅行商品の充実と「トラベル・コンシェルジュ」による付加価値の高い商品提案を実現させてまいります。あわせて、認知度向上によるさらなる顧客基盤の拡大を目指して、様々なマーケティング施策を積極的に実施してまいります。

また、事業ポートフォリオの多様化を図るべく、法人旅行事業とインバウンド旅行事業についても、引き続き強化してまいります。

#### (4) 経営環境

足元では、新型コロナウイルス感染症の水際対策の終了により、旅行需要の回復が加速しております。国内旅行市場におきましては、政府の観光支援策等も寄与し、旅行者数は概ね新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで回復しております。しかしながら、当社グループが主力事業とする海外旅行市場におきましては、不安定な国際情勢や経済的要因等もあり、旅行者数の回復は緩慢であります。また、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、エネルギー資源・原材料価格の高騰、外国為替市場の変動等、旅行業界を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

中長期的には、日本国内の少子高齢化と人口減少が進む一方、新興のオンライン旅行会社の参入や成長により、 国内の旅行業界の競争は激化することが予想されます。また、スマートフォン等の通信端末の進化や新たなオンラインメディアの誕生により、これまでとは異なるマーケティング機会や新たな技術が日々登場しております。

### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは以下のような課題に対処すべきと認識しています。

なお、以下に記載する課題は、当社グループとして対処すべき優先順位が高いと考えるものから順番に記載しております。

#### (コンプライアンス体制の強化)

当社グループは、Go Toトラベル事業給付金の不適切受給及びGo Toトラベル事業給付金に係る不適切な資金循環取引の両事案について、それぞれ、2022年3月及び2023年4月以降、再発防止策を実行してまいりました。しかし、2025年8月29日、当社が設置した特別調査委員会の調査の結果として、2021年3月期から2022年3月期にかけて不正に受給された雇用調整助成金が過大に収益計上されていたことが判明しました。

当社は、Go Toトラベル事業給付金の不適切受給及びGo Toトラベル事業給付金に係る不適切な資金循環取引も踏まえ、雇用調整助成金の不正受給を生じさせた原因を是正するためには、コンプライアンスやガバナンスに対する 抜本的な意識改革のための対応が必要と判断しており、特別調査委員会からの指摘・提言も踏まえ、再発防止策を確実に実行し、コンプライアンス体制の強化に努めてまいります。

#### (システム強化)

旅行の申込み方法ではインターネットが最も多く、スマートフォン等の情報端末の進化や電子商取引市場の拡大を勘案すると、今後もインターネット経由での売上が増えることが予想されます。当社グループでの旅行商品の取扱いはインターネットを通じたオンライン販売が中心であり、インターネットを利用して旅行商品を購入する消費者の割合が増えれば当社グループの対象マーケットは拡大し、当社グループの今後の成長に寄与することが見込まれます。コストコントロールの一環で稼働を停止していた24時間自動で予約を受注するための「オンライン・パッケージ」システムの再稼働や、旅行商品データベースの充実やサーバの機能増強等、引き続きオンライン予約システムの機能強化を推進してまいります。また、情報端末の多様化への備えや画面上でユーザーが見やすく使い勝手の良いウェブサイト作りに取り組む等、利便性の高いウェブサイトの構築を進めてまいります。

### (マーケティングの進化)

スマートフォン等の情報端末や技術の進化、日々の生活へのSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の浸透、新たなオンラインメディアの登場等により、消費者のインターネット上での購買行動が変化していくことが予想されます。その結果、中長期的には、これまでのインターネット上での広告手法や旅行系のポータルサイトを通じた集客が通用しなくなり、これまでとは異なるマーケティング手法への対処が必要となるものと考えております。

当社グループでは今後のマーケティングの進化を課題と位置付け、従来の手法にとらわれない新たなマーケティングの方法を模索していきます。

#### (トラベル・コンシェルジュの採用と教育)

お客様に素晴らしい旅行体験を提供するためには、「トラベル・コンシェルジュ」の教育と採用が必要不可欠です。高いスキルを持った優秀な「トラベル・コンシェルジュ」を確保し、その能力を高めることが当社グループの 喫緊の課題であると認識しております。現状は、新型コロナウイルス感染症の影響による業績不振等で社内人材が減少しているため、人材の確保に力を入れております。

また、オンラインでの旅行商品販売が拡大するにつれ、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズに応えるために、当社グループの特徴である「トラベル・コンシェルジュ」による接客の重要性は高まっていくと考えております。当社グループでは、「トラベル・コンシェルジュ」の教育を行う専門のセクションを設け、継続的な研修実施や外部講師の招聘等により「トラベル・コンシェルジュ」の接客力・対応力向上に努めております。海外旅行に関する個々の「トラベル・コンシェルジュ」の提案力を高めるため、随時、海外研修に派遣して現地を実際に体験することにより、実践的かつ具体的な旅のアドバイスにつながる知見の獲得に努めております。

#### (商品企画力の向上)

オンライン化が進み事業者の旅行手配業務への参入が容易になることにより、他社との差別化において旅行の企画力がこれまで以上に重要になるものと考えております。

当社グループは、これまで企画担当者の現地研修や社内での勉強会をはじめとする商品企画力強化のための取り組みを行ってきましたが、他社とのさらなる差別化のために現地情報のデータベース化による知識の集約や社内研修等を活用した共有のための取り組みを強化して、企画力の向上を図っていきます。

#### (ブランド認知度の向上)

旅行業界において、大手の同業他社と比較したとき当社グループの認知度はまだまだ低いものと思われます。ま

た、旅行商品は個人の消費支出の中では比較的単価の大きな商品であることから、旅行会社の選択にあたっては旅行会社の信頼性及び信用力も重要な要素となっております。多くのお客様から問い合わせを受け、お客様からの信頼を得るには当社グループの認知度向上と信頼性及び信用力の向上が不可欠と考えております。当社グループのブランド価値、認知度及び信頼性向上のため、積極的にPR施策を行ってまいります。

#### (海外市場の開拓)

当社グループは従来、今後の海外市場の開拓に関して、海外から国内へのインバウンド需要の拡大や新興国での旅行需要の増加を見据えて、訪日外国人のインバウンド旅行対応の強化と日本国外における海外から海外への三国間旅行事業の強化を重要な戦略の一つとして位置付けておりましたが、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大状況がインバウンド市場の需要動向に大きな影響を及ぼしております。当社グループとしては、中長期的にはインバウンド市場は再び拡大していくと考えておりますが、従来進めていた海外市場の開拓に関しては、市場の動向を鑑みながら慎重に進めてまいります。

### 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) ガバナンス

国際情勢や社会環境が大きく変化し、これまでにも増して環境への意識が高まり、当社グループを取り巻く環境も変化しております。このように急速に変化し続ける事業環境に対応し、安定的な成長を実現するために長期的な社会・環境の変化に伴うサステナビリティに関する取り組みを取締役会の定期的な議題とすることを検討しております。

#### (2) 戦略

当社グループの人材の育成及び社内環境整備に関する方針として、様々な人材が多様な働き方で能力を発揮できるようにテレワークや時短勤務などを推奨しております。また、女性役員・女性管理職の比率を上げるための取り組みも進めてまいります。

### (3) リスク管理

サステナビリティに関する全社的なリスク管理に関して、当社におけるリスク管理に関する基本事項を定めている「リスク管理規程」に追加するとともに代表取締役を最高責任者としてリスク管理を担う機関として設置されている「リスク管理委員会」において、課題・対応策を検討することを検討しております。

# (4) 指標及び目標

女性役員・女性管理職の比率を上げるとともに、様々な勤務形態を積極的に採用し、多様な人材が活躍できる環境の整備を進めます。

具体的には、「第1 企業の概況 5 従業員の状況 (4)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載の下記図の管理職に占める女性労働者の割合(%)の向上を目指します。

	当事業年度				
管理職に 占める	男性労働者の	労働者の男女の 賃金の差異(%)			補足説明
女性労働者 の割合(%)	育児休業取得率 (%)	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
33.3	1	-	-	-	•

### 3 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業等に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社グループの外的要因による事項もあり、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、現時点において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

#### (1) 継続企業の前提に関する重要事象等について

新型コロナウイルス感染症の影響による事業リスク

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旅行需要の大幅な減退により、2021年3月期より4期連続で営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりました。当連結累計期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旅行需要の大幅な減退からは回復基調にあるものの、不安定な国際情勢や経済的要因等もあり、111,626千円の営業損失、108,419千円の経常損失を計上しました。また、雇用調整助成金の返還に伴い見込まれる損失や、特別調査費用等の発生の影響により、767,900千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、現時点では継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するものと認識しております。

このため、当社グループでは、以下の各施策によって主に事業面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。

なお、当連結会計年度末における現金及び預金は2,603,535千円と、前連結会計年度末比124,289千円増加しております。過去に受給した雇用調整助成金の返還により見込まれる支出等を考慮しても、当面の事業資金は十分賄える状況であることから、資金繰りに重要な懸念はありません。

また、当社グループが主力とする海外旅行市場におきましても、日本人出国者数が段階的に回復に向かっており、当社グループの業績は回復傾向にあります。従いまして、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するものの、重要な不確実性は認められないと判断しております。

### 徹底的なコスト削減

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大が顕在化した2021年3月期以降、販売費及び一般管理費の見直しを行っており、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、希望退職の実施や東京本社及び大阪支店の縮小移転等による固定費の圧縮を行ってまいりました。今後も、売上高に見合った販売費及び一般管理費となるよう引き続きコストコントロールを実行してまいります。

# 海外旅行市場回復を見据えた収益確保の準備

当社グループは従来、海外旅行商品を強みとしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、世界各国において海外渡航制限や行動制限等の措置が取られるなど、海外旅行商品の販売に関して厳しい状況が続いておりました。しかしながら、段階的な出入国制限の撤廃等により、足元の海外旅行需要は緩やかな回復傾向にあります。このような状況を踏まえ、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大前に当社グループの収益の中で大きな比率を占めていた海外旅行商品の販売に資源を集中し、人員の新規採用や広告宣伝費の投下の拡大により、取扱高の伸長と業績の改善を図っております。

#### (2) 旅行市場について

国土交通省によりますと、2023年の世界全体の国際観光客数は12億8,600万人となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減少から回復がみられました(2024年6月 国土交通省「令和6年版観光白書」)。当社グループは、日本国内及び急速に成長するアジアをはじめとする世界の旅行市場は、新型コロナウイルス感染症の影響の収束後に、再び拡大していくものと想定しております。しかしながら、天候の変動、テロや戦争等の世界情勢の変化及び景気の悪化等により社会的に消費者の旅行に対する意欲が減退した場合、自然災害や事故等により観光インフラへの被害が起きた場合、並びに急激な為替相場変動による世界経済の混乱が発生した場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症のように世界的な感染症の拡大が深刻化した場合には、各国政府による移動制限・自粛要請や、企業や消費者による感染防止を目的とした移動の回避により、広範囲に渡る旅行需要が大幅に減退し、当社グループの事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 電子商取引の普及について

日本と世界における電子商取引は、スマートフォンやタブレット型端末等の新たな情報機器の普及や先進国のみならず新興国での通信環境の向上等に伴って、今後も市場規模が拡大し発展するものと考えております。なかでも旅行サービスの電子商取引の市場規模は、我が国において2022年に2兆3,518億円(前年比67.95%増)と、もともと旅行市場のインターネットの活用度は高く、オンライン販売比率が年々増加傾向にあったところ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてその購買行動の変化が加速しており、サービス系分野の電子商取引において最大の市場規模を有しております(2023年8月経済産業省「令和4年度電子商取引に関する市場調査」)。

当社グループは、今後も旅行サービスにおける電子商取引の拡大が継続し、インターネット販売比率が高まっていくものと見込んでおります。当社グループでの旅行商品の取扱いはインターネット販売が中心であることから、電子商取引の拡大が当社グループの今後の成長に寄与することが見込まれます。しかしながら、電子商取引に関する新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、当社グループの期待どおりにインターネットによる旅行販売の普及が進まない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当該リスクへの対応策として、地域別に高い専門性とホスピタリティを持ったコンシェルジュ(お客様からの問い合わせ対応担当)を育てることでインターネット販売だけに捉われない付加価値を培っております。

#### (4) 競合他社の影響について

当社グループの旅行事業は、旅行事業を営む国内外の企業と競合関係にあります。また、これまで旅行事業を行っていなかった企業や新興のベンチャー企業が、新規事業として業界の通例にない技術やビジネスモデルを用いて旅行業界に参入する可能性があります。

また、一般個人が旅行者に宿泊施設を提供するといった消費者同士が直接取引を行う「C to C」の仕組みのように、従来の旅行業界の枠組みを離れた動きもみられます。こうした競争が当社の想定している以上に激化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当該リスクへの対応策として、販売チャネルをインターネットに限定し、お客様からの問い合わせに対して、旅行方面別に組織されたコンシェルジュ(お客様からの問い合わせ対応担当)による専門的かつ柔軟でスピーディな対応を行うことで競合他社と差別化を行っております。

### (5) インターネットによる直販化について

当社グループは航空会社から航空券を、宿泊施設から滞在サービスを、また現地のオプショナルツアー催行会社等から現地発着ツアーやアクティビティ等をそれぞれ仕入れて販売しておりますが、近年のインターネットの発達に伴い、航空会社、宿泊施設やオプショナルツアー催行会社等が消費者に直接販売する例が増えてきています。これらの旅行商品を旅行者自らが組み合わせて旅行することも可能ですが、当社グループは旅行会社として、旅行商品の大量仕入によるコスト競争力や、個々の旅行商品の特長や現地事情に応じて旅行商品を組み合わせることでより充実したツアーを企画する等、直接販売では提供できない付加価値を提供して今後も売上及び利益の成長を図ってまいります。しかしながらこのような旅行商品の直販化の進展に伴い、直販商品の購入を選好する旅行者が増えた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクへの対応策として、仕入先との良好な関係を維持することに努め、当社グループが代理販売することが仕入先の価値向上に寄与するように自社サービスのお客様からの信頼向上に努めております。

#### (6) 航空会社について

当社グループは日本発着の海外旅行を中心に取扱っていることから航空機による移動が不可欠であるところ、航空会社は採算を勘案し、航空便を減便もしくは廃止することがあります。当社の取扱う旅行方面で航空便が減便もしくは廃止されると、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、日本を訪問する外国人が増加すると、外国人の渡航のために座席が割り当てられるため、結果として海外に渡航する日本人のための座席の割り当てが減少する可能性があります。これにより当社の主要ターゲットである日本人の海外旅行(アウトバウンド)に制限が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

以上のほか、当社グループは、航空券を販売する際に航空会社からコミッションを受け取る場合があり、それを 収益の一部として計上しています。航空会社がコミッションを減額もしくは廃止する場合、それが当社グループの 事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当該リスクへの対応策として、コミッションが減額もしくは廃止になった場合における業績への影響を最小限に抑えるため、システム改善による人員工数削減等の貢献利益率向上策を進めております。

#### (7) 燃油特別付加運賃の変動について

当社グループは旅行商品の中でも海外旅行の取扱いを主力事業としており、海外旅行では原油価格の変動に伴い、航空会社に対して航空運賃に加えて燃油特別付加運賃(燃油サーチャージ)の支払いが必要となる場合があります。この燃油特別付加運賃はお客様にご負担いただくものであるため、原油価格の変動の結果、燃油特別付加運賃の著しい上昇に伴って旅行需要が停滞した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) システム障害について

当社グループのサービス提供は主にインターネット環境において行われております。そのため、当社グループは サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策と、コンピューターウイルス等の侵入やハッカーによる妨害等 を回避するために必要と思われる対策をとっております。

しかしながら、あらゆる可能性を想定して対策を施すことは困難であり、当社グループの想定しないシステム障害やサービスの妨害行為等が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### (9) 個人情報保護について

当社グループは、当社グループのサービスを提供するに当たり、顧客の個人情報(氏名、メールアドレス、生年月日、性別、住所、電話番号等)を取得し、サーバに記録しております。これらの個人情報の管理は、当社グループにとって重要な責務と考え、顧客に安心かつ快適にサービスを利用してもらうため、顧客のプライバシーとその保護について当社グループは経済産業省の外郭団体である一般財団法人日本情報経済社会推進協会の発行するプライバシーマークを取得し、個人情報を慎重に取扱うとともに、個人情報を保護するためのさまざまなシステム及び手続きを導入しております。

しかしながら、これらの情報が何らかの理由によって外部に流出した結果、当社グループの信用力の低下を招いた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

### (10)割引運賃を利用した航空券の取扱いについて

一部の航空会社では、普通運賃のほかに、普通運賃よりも低価格の料金体系による航空券を各種設定しており、当社が顧客から得る取扱手数料は航空券により異なっております。当社はこれらの普通運賃より低価格な料金体系による各種割引航空券を取扱うことにより収益性の向上を図っております。ただし、各航空会社の方針変更等により、これら割引航空券の流通量が著しく減少し、当社が十分に確保できない場合等には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当該リスクへの対応策として、割引航空券の流通量が著しく減少し、当社が十分に確保できない場合における業績への影響を最小限に抑えるため、システム改善による人員工数削減等の貢献利益率向上策を進めております。

#### (11)法的規制について

当社グループの運営している旅行事業は旅行業法第2条に定める旅行業に該当し、当社は第1種旅行業者として登録し、5年毎の更新が義務付けられています。当社が旅行業法で定める登録拒否事由に該当して更新を行うことができない場合又は旅行業法上の登録取消し事由に該当し登録取消処分等を受けた場合は、営業の停止等を命じられる可能性があります。当社には、現時点において登録拒否事由や取消し事由に該当する事実はないと認識しておりますが、何らかの理由によりこれらの事由が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社の旅行業に関する登録内容は次のとおりです。

登録区分	登録番号	有効期間	登録行政庁	取消事由
第1種旅行業	第1683号	2030年 6 月23日	観光庁	旅行業法第19条

また、当社グループは、旅行業法以外にも、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法、特定商取引に関する法律等による法的規制を受けております。当社グループは、社内の管理体制の構築等によりこれら法令を遵守する体制を整備しておりますが、万一、これら法令に違反する行為が行われた場合、あるいは当社グループ事業に関わる法令等による規制の改廃や新設が行われた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### (12)訴訟発生リスクについて

当社グループでは、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無にかかわらず、当社グループが扱う航空券やツアーにおいてトラブルが生じ、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (13)為替リスクについて

当社グループは旅行商品の中でも海外旅行の取扱いを主力事業としており、旅行代金の決済に際し外貨建の取引を行っていることから為替変動リスクに晒されております。そのため、為替予約等により為替変動リスクの軽減に努めておりますが、完全に回避できるものではありません。また、当社グループの連結財務諸表作成にあたっては、在外連結子会社の財務諸表を円貨換算しており、為替変動により期間損益の円貨換算額が増減するリスクが存在します。これらの為替変動リスクは、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

具体的には、円高となった場合、売上原価のうち外貨建ての部分について円貨換算後の売上原価が減少し売上総利益が増加いたします。また、円高となった場合、仕入価格の減少等で旅行代金が値下がりし海外旅行の申込みが増加する傾向があることから、当社グループの業績改善につながる可能性があります。反対に、円安となった場合は円貨換算後の売上原価が増加し売上総利益は減少するとともに、旅行代金が値上がりして海外旅行の申込みが低調となる傾向にあることから、当社グループの業績にマイナスの影響が生じる可能性があります。さらに、当社グループの連結財務諸表の数値につきましては、円高となった場合は在外連結子会社の円貨換算後の財務諸表数値が減少し、反対に円安となった場合は増加する形で影響が生じます。

#### (14)配当政策について

当社は、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質強化及び事業の継続的な発展を目指すべく、内部留保の充実を重要な課題と考え、これまで金銭による配当を実施したことはありません。今後の株主への配当につきましては、内部留保とのバランスを保ちながら、収益の増加に連動した配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、現時点では配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

#### (15)業績の季節変動について

当社グループの旅行商品の収益認識は、原則として旅行商品に係る当社の履行義務を充足する期間にわたり認識することとし、金額の重要性が低いものについては帰着時点の認識としているため、個人のお客様のご旅行時期が、長期休暇を比較的取得しやすい7月から9月の夏休み期間に集中する傾向にあります。そのため、当社グループの売上高及び利益についても7月から9月に増加し、その他の期間については売上高及び利益が減少する傾向があります。

以上の結果、当社グループの第31期連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)の各四半期連結会計期間の売上高及び営業損益は以下となりました。

第31期	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
連結会計年度	自 2024年7月1日 至 2024年9月30日	自 2024年10月1日 至 2024年12月31日		自 2025年4月1日 至 2025年6月30日
売上高 (千円)	1,034,357	796,249	1,201,886	690,361
営業利益又は 営業損失( ) (千円)	2,768	34,240	9,785	89,939

# (16) IATA公認代理店契約について

当社は、2004年8月に、各国の航空会社で組織される国際的な民間団体であるIATA (International Air Transport Association: 国際航空運送協会)より公認旅客代理店(IATA PASSENGER SALES AGENT)としての認可を受け、IATAとの間でIATA PASSENGER SALES AGENCY AGREEMENTを締結しております。IATAの公認代理店としての認可を受けることにより、当社は自社で国際線航空券の発券を行うことが可能となっております。

IATA PASSENGER SALES AGENCY AGREEMENTは公認代理店としての認可が取り消されるまで有効とされており、当社には現時点において認可の取消しに至るようなIATA PASSENGER SALES AGENCY AGREEMENTや関連する諸規則及び決議の違反に該当する事実はないと認識しておりますが、何らかの理由により認可取消しとなった場合には、当社の旅行業者としての信用が毀損され、また航空券を自社発券できないことで取引条件が悪化する結果、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

# 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは決算期変更に伴い、前連結会計年度は15か月の変則決算となっております。このため、前年同期との比較は行っておりません。

#### (1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が継続しております。 一方で物価上昇や海外経済の減速、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動など、先行きに影響を及ぼす不確 実要因には引き続き注意が必要な状況です。

旅行業界におきましては、2024年7月から2025年6月における日本人出国者数が前年同期比17.0%増の1,381万人\*となりました。新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には未だ至っていないものの、回復のペースは緩やかに推移しており、着実な回復傾向が続いております。

このような情勢のもと、当社グループでは、個人旅行事業におきまして、回復傾向にある海外旅行需要を取り込むべく、人員採用活動や広告宣伝活動を再開しました。採算性を重視し、機動的なコストコントロールを行いながら、ヨーロッパや北米、東南アジア方面を中心とした需要取り込みに努めました。法人旅行事業におきましては、業務出張及び団体案件等を中心に営業活動を行い、国内・海外の業務出張の取り扱いが伸長しました。

\* 2025年7月 日本政府観光局(JNTO)「2025年 訪日外客数・出国日本人数」

#### 以上を踏まえた、当連結会計年度の業績は次のとおりであります。

	前期 (千円)	当期 ( 千円 )	増減額(千円)	増減率(%)
売上高	3,342,251	3,722,853	380,602	11.4
営業損失( )	352,964	111,626	241,338	ı
経常損失( )	393,184	108,419	284,765	ı
当期純損失( )	399,456	764,779	365,323	-
親会社株主に帰属する当期純損失()	400,866	767,900	367,033	-

なおセグメントの業績については、当社グループは旅行業の単一セグメントであるため、記載を省略いたします。

財政状態については、次のとおりであります。

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末と比べ196,282千円増加し、3,720,931千円となりました。 当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末と比べ966,291千円増加し、3,101,254千円となりました。 当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末と比べ770,008千円減少し、619,677千円となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、2,603,535千円と前連結会計年度末比124,289千円の増加となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失757,905千円の計上に加え、売上債権の増加54,002千円、未収消費税等の増加2,767千円等の減少要因がある一方、旅行前受金の増加324,911千円、仕入債務の増加26,166千円、預り金の増加12,699千円、助成金返還損の計上263,595千円、特別調査費用等の計上385,890千円等の増加要因から、128,481千円の収入(前連結会計年度は121,826千円の支出)となりました。

# (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、敷金の差入による支出1,454千円等の減少要因から、1,287千円の支出(前連結会計年度は14,189千円の支出)となりました。

# (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、10千円の収入(前連結会計年度は1,782,198千円の収入)となりました。

#### 生産、受注及び販売の実績

当社グループは旅行業を営んでおり、生産実績及び受注実績は該当がないため、仕入実績及び販売実績についての記載を行っております。

### (仕入実績)

当連結会計年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)	
旅行業	2,813,662	15.6	

## (販売実績)

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)	
旅行業	3,722,853	11.4	

# (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項については、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産、負債、収益及び費用の報告額に反映されております。これらの見積りについては、継続的に評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りとは異なることがあります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表(1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

#### a. 財政状態の分析

#### (流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は3,444,176千円と、前連結会計年度末比172,650千円増加しました。これは主に、現金及び預金が前連結会計年度末比124,289千円、売掛金が前連結会計年度末比52,350千円増加した一方で、旅行前払金が前連結会計年度末比6,329千円減少したことによるものです。

#### (固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は276,754千円と、前連結会計年度末比23,631千円増加しました。これは主に、差入保証金が前連結会計年度末比21,487千円、その他(投資その他の資産)が前連結会計年度末比1,954千円増加したことによるものです。

### (流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は2,565,875千円と、前連結会計年度末比966,557千円増加しました。これは主に、旅行前受金が前連結会計年度末比321,604千円、買掛金が前連結会計年度末比25,569千円、未払金が前連結会計年度末比166,343千円、未払費用が前連結会計年度末比102,463千円、預り金が前連結会計年度末比12,699千円、特別調査費用等引当金が前連結会計年度末比343,509千円増加した一方で、未払法人税等が前連結会計年度末比5,709千円減少したことによるものです。

### (固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は535,378千円と、前連結会計年度末比265千円減少しました。これは資産除去債務が前連結会計年度末比74千円増加し、その他(固定負債)が前連結会計年度末比340千円減少したことによるも

のです。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産は619,677千円と、前連結会計年度末比770,008千円減少しました。これは主に、資本金が前連結会計年度末比3,258,367千円、資本剰余金が前連結会計年度末比1,257,258千円、為替換算調整勘定が前連結会計年度末比4,475千円減少した一方で、利益剰余金が前連結会計年度末比3,747,735千円増加したことによるものです。

# b. 経営成績の分析

#### (売上高)

売上高は、個人旅行事業における海外募集型企画旅行の受注増加や、法人旅行事業における海外・国内の業務 出張等の取り込みにより、3,722,853千円となりました。

#### (売上原価及び売上総利益)

売上原価は、2,813,662千円となり、この結果、売上総利益は909,191千円となりました。

#### (販売費及び一般管理費並びに営業損益)

販売費及び一般管理費は、大阪支店の縮小による地代家賃の削減等を行った一方で、個人旅行事業の受注増加に伴う広告宣伝費の増加等により、1,020,817千円となりました。

これらの結果、営業損失は111,626千円となりました。

#### (営業外収益、営業外費用及び経常損益)

営業外収益は、主に受取手数料及び為替差益を計上したことにより、11,205千円となりました。

営業外費用は、主に支払利息を計上したことにより、7,998千円となりました。

これらの結果、経常損失は108,419千円となりました。

#### (親会社株主に帰属する当期純損益)

特別損失は、助成金返還損及び特別調査費用等を計上したことにより、649,486千円となりました。

法人税等は、6,873千円となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純損失は767,900千円となりました。

# (1株当たり当期純損益)

普通株式の期中平均株式数は、19,761,372株(前連結会計年度は15,130,696株)となり、1株当たり当期純損失は38.86円(前連結会計年度は1株当たり当期純損失26.49円)となりました。

なお、当社グループでは、事業規模拡大の観点から、売上高及び売上総利益の額とそれらの成長率を重要な経営指標と位置付け、事業の収益性と企業価値向上の観点から、営業損益、経常損益及び1株当たり当期純損益の額とそれらの成長率についても重要な経営指標としております。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、旅行需要の大幅な減退を受け当社グループの経営指標は大きく悪化しておりましたが、段階的な出入国制限の撤廃等により、当連結会計年度の経営指標は回復傾向にあります。

新型コロナウイルス感染症の影響の収束後は、優先的に対処すべき課題としても挙げているシステム強化、マーケティングの強化、トラベル・コンシェルジュ教育、商品企画力の向上、ブランド認知度の向上等に努め、売上高、売上総利益、営業損益、経常損益、1株当たり当期純損益の額を成長させてまいります。

# c. キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご 参照ください。

### 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの主な資金需要は、運転資金及び設備資金であります。運転資金の主な内容は、旅行商品の企画販売にかかる仕入のほか、人件費や広告宣伝費をはじめとした販売費及び一般管理費等の営業費用であります。設備資金の主な内容は、旅行事業に係るシステムの開発・改良をはじめとしたシステム投資であります。これらの資金

は原則として営業活動によるキャッシュ・フローを財源としますが、必要な場合には金融機関からの借入や増資による調達を実施することを基本方針としております。

2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて海外旅行商品の販売に関して厳しい状況が続いておりましたが、足元の海外旅行需要は緩やかな回復傾向にあります。このような状況を踏まえ、必要運転資金を確保するため、資金調達の実施及び支出の抑制を行っております。引き続き徹底したコストコントロールに努めることにより、手元流動性の充実を図ります。

#### (3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」を ご参照ください。

#### (4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループといたしましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のそれぞれの課題に的確かつ迅速に対処し事業を拡大していくことにより、当社グループのさらなる成長と発展を遂げてまいる所存です。

特に、現状のオンライン予約の利便性と「トラベル・コンシェルジュ」による旅行内容のカスタマイズとを組み合わせた「ハイブリッド戦略」を引き続き継続し事業基盤を強化していくとともに、常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、また優秀な人材の確保、育成、離職の抑止などを推進していくことにより、経営成績に重要な影響を与える要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

# 5 【重要な契約等】

公認旅客代理店契約(IATA PASSENGER SALES AGENCY AGREEMENT)

契約先	契約の内容	契約締結日	契約期間
IATA (International Air	公認旅客代理店(IATA PASSENGER SALES AGENT)	2004年 8 月	2005年7月以
Transport Association:国	としての認可を受けることにより、自社で国際		降、1年毎に更
際航空運送協会)	線航空券の発券を行うことが可能		新

# 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

# 第3 【設備の状況】

# 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループでは、設備投資は行っておりません。

# 2 【主要な設備の状況】

## (1) 提出会社

2025年 6 月30日現在

事業所名	セグメントの	設備の内容		帳簿価額	頂(千円)		従業員数
(所在地)	名称	は開め内台	建物 附属設備	工具、器具 及び備品	ソフト ウエア	合計	(名)
本社 (東京都豊島区)	旅行業	事務所設備	0	0	0	0	69 (5)
大阪支店 (大阪府大阪市中央区)	旅行業	事務所設備	-	0	-	0	9(5)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
  - 2.帳簿価額のうちソフトウエアにはソフトウエア仮勘定が含まれております。
  - 3.従業員数は就業人員であり、人員数の(外書)は平均臨時従業員数を示しております。
  - 4.提出会社の上記本社・支店については建物を賃借しており、年間賃料(共益費を含む)は、本社34,362千円、 大阪支店10,620千円であります。

## (2) 国内子会社

国内子会社については金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (3) 在外子会社

在外子会社については金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

# 3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

# 第4 【提出会社の状況】

# 1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000
計	35,000,000

# 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年 6 月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年10月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	19,799,800	19,799,800	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
計	19,799,800	19,799,800		

<sup>(</sup>注)提出日現在発行数には、2025年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2016年2月17日の臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

決議年月日	2016年 2 月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 0 当社監査役 0 当社従業員 82
新株予約権の数(個)	230(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 46,000(注)1、(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	54(注)1、(注)3
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年2月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 54(注)1 資本組入額 27(注)1
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の 承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年8月31日)にかけて、変更はありません。

- (注) 1.2016年11月16日開催の取締役会決議により、2016年12月10日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。また、2017年8月10日開催の取締役会決議により、2017年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
  - 2.新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の計算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率
  - 3.新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整、調整 により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価格で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 <u>新株発行(処分)株式数×1株当たり払込金額</u> 込金額× + 1株当たり時価

調整後払込金額 = 調整前払込金額×

既発行株式数+新株発行(処分)株式数

- 4. 新株予約権の行使にかかる行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、以下( )から( )までの期間ごとに、以下( )から( )に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
  - ( )株式公開日と2018年4月1日のいずれか遅い日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して1年間は、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数(以下「割当数」という。)の3分の1を上限として行使することができる。
  - ( )権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の3分の2を上限として行使することができる。
  - ( )権利行使開始日から起算して2年を経過した日から2026年2月7日までは、割当数から前( )及び ( )で行使した数を控除した残りの数を行使することができる。
  - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員(以下「当社の取締役等」という。)のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りでない。

- (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了又は定年退職の場合を除く。)、当社は、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (5) 新株予約権者が、当社と競業関係にある会社を設立し、又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (6) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者(以下「反社会勢力等」という。)に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができるものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- 5.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 6.会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
  - (1) 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日に 新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会の決議があった場合)、当社は、取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
  - ( ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ( ) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
  - ( ) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
  - (3) 当社は、取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

# 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

# (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日~ 2021年3月31日(注)1	383,400	5,135,500	190,418	654,472	190,418	564,472
2021年4月1日~ 2022年3月31日(注)2	808,800	5,944,300	407,393	1,061,865	407,393	971,865
2022年4月1日~ 2023年3月31日(注)3	2,085,500	8,029,800	483,465	1,545,330	483,465	1,455,330
2023年4月1日~ 2023年9月30日(注)4	1,770,000	9,799,800	313,036	1,858,367	313,036	1,768,367
2023年10月31日(注)5	10,000,000	19,799,800	1,500,000	3,358,367	1,500,000	3,268,367
2024年10月31日	-	19,799,800	3,258,367	100,000	1,257,268	2,011,098

- (注)1.新株予約権の行使により増加しております。
  - 2. 新株予約権の行使により増加しております。
  - 3.新株予約権の行使により増加しております。
  - 4.新株予約権の行使により増加しております。
  - 5 . 有償第三者割当

発行価格 : 300円 資本組入額 : 150円

割当先:株式会社アドベンチャー

6. 資本金3,258,367千円(減資割合:97.0%)及び資本準備金1,257,268千円(減資割合:38.5%)を減少し、その他資本剰余金に振り替えております。

# (5) 【所有者別状況】

# 2025年6月30日現在

		株式の状況(1単元の株式数100株)						w-+#		
区分	政府及び 地方公共	金融	金融商品	その他の	その他の 外国法		去人等	個人	+1	単元未満 株式の 状況(株)
	団体	機関	取引業者	法人	個人 以外	個人	その他	計	1/////(1///	
株主数(人)		1	19	37	22	35	6,020	6,134		
所有株式数 (単元)		46	12,596	105,729	2,539	313	76,720	197,943	5,500	
所有株式数 の割合(%)		0.02	6.36	53.41	1.28	0.16	38.76	100.00		

<sup>(</sup>注)自己株式38,304株は、「個人その他」に383単元、「単元未満株式の状況」に4株含まれております。

# (6) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自 己株式を除く。) の総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社アドベンチャー	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3	10,477	53.02
高山 泰仁	東京都千代田区	1,414	7.16
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	371	1.88
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6-21	300	1.52
株式会社証券ジャパン	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-18	180	0.92
坂井 直樹	北海道札幌市中央区	175	0.89
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	132	0.67
杉山 昌樹	神奈川県川崎市多摩区	111	0.56
CACEIS BK ES IICS CLIENTS (常任代理人香港上海銀行東京支 店)	PASEO CLUB DEPORTIVO 1, EDIFICIO 4, PLANTA SEGUNDA POZUELO DE ALARCON MADRID SPAIN (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	111	0.56
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	89	0.45
計	-	13,364	67.63

<sup>(</sup>注) 1.上記のほか当社所有の自己株式38千株があります。

<sup>2.</sup>前事業年度において主要株主であった高山泰仁氏は、当事業年度においては主要株主ではなくなっております。

# (7) 【議決権の状況】

# 【発行済株式】

2025年 6 月30日現在

			2023年 0 万30 口坑江
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 38,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,756,000	19,756	株主としての権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 5,500		一単元(100株)未満の株式であります。
発行済株式総数	19,799,800		
総株主の議決権		19,756	

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式4株が含まれております。

# 【自己株式等】

2025年6月30日現在

					/ Joo H - // III
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社旅工房	東京都豊島区東池袋三丁目1番 1号	38,300		38,300	0.19
計		38,300		38,300	0.19

# 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

# (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額 (千円)	
当事業年度における取得自己株式	200	-	
当期間における取得自己株式	-	-	

(注)当期間における取得自己株式には、2025年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間		
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	
引き受ける者の募集を 行った取得自己株式	-	-	-	-	
消却の処分を行った取得 自己株式	-	-	-	-	
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	1	-	-	-	
その他( - )	-	-	-	-	
保有自己株式数	38,304	-	38,304	-	

<sup>(</sup>注)当期間における保有自己株式数には、2025年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題として認識しており、配当原資確保のための収益力を強化し、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

一方で、当事業年度においては、分配可能額が存在しないことから、配当を実施しておりません。

今後の株主への配当の実施につきましては、内部留保とのバランスを保ちつつ、財政状態及び経営成績等を勘案しながら、適切に判断してまいります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、内部留保資金につきましては、今後の事業拡大のための設備投資や人材教育等に充当していく予定です。

# 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「国際交流の発展及び世界平和に貢献することと同時に、全従業員及び関係者の物心両面の充足と幸福を追求する」を経営理念に掲げ、当該経営理念に掲げられた姿を実現し、株主・従業員・お客様・取引先等のすべてのステークホルダーから信頼され、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでおります。今後も、その時々の社会的要請や当社を取り巻く環境を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に努めてまいります。また、事業活動における透明性と客観性の確保も経営管理体制の強化に不可欠であることから、適切な情報公開を行ってまいります。

#### コーポレート・ガバナンスの体制の概要

#### イ.取締役会

当社の取締役会は、本書提出日現在において、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役会には、監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

当社では企業経営に深い知見を有する社外取締役を積極的に登用することにより、取締役会の活性化、経営判断の迅速性と高度化、取締役の業務執行に対する監督の実効性確保を図っております。

取締役会における主な検討事項や協議事項は、以下のとおりです。

- 年度予算の承認
- 連結及び単体の四半期・年度決算の承認
- 月次業務報告
- 規程等の変更及び制定等
- 指名・報酬委員会構成委員の決定
- 株主総会の招集
- その他経営に関する重要な事項の審議、意思決定
- 取締役の職務の執行の監督

当事業年度における取締役会の開催回数は20回であり、各役員の出欠状況は以下のとおりです。

当社取締役会構成メンバーと取締役会出席状況

氏名	役職名	出席状況(出席率)
岩田 静絵	代表取締役社長	20回 / 20回 ( 100% )
雨宮 孝介	取締役	4回/4回(100%)
中尾 隆一郎	取締役(社外取締役)	4回/4回(100%)
朝居 宏文	取締役	20回 / 20回 ( 100% )
轟木 有里珠	取締役	20回 / 20回 ( 100% )
甲斐 亮之	取締役(社外取締役)	16回 / 16回 ( 100% )
黒田潤	常勤監査役(社外監査役)	20回 / 20回 ( 100% )
川合 弘毅	監査役(社外監査役)	4回/4回(100%)
志村 直子	監査役(社外監査役)	4回/4回(100%)
外山 吉丸	監査役(社外監査役)	16回 / 16回 ( 100% )
野村 拓也	監査役(社外監査役)	16回 / 16回 ( 100% )

- (注) 1. 雨宮孝介氏及び中尾隆一郎氏は、2024年9月25日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役であるため、退任前に開催された当事業年度中の取締役会の出席状況を記載しております。
  - 2.川合弘毅氏及び志村直子氏は、2024年9月25日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役であるため、退任前に開催された当事業年度中の取締役会の出席状況を記載しております。
  - 3. 社外取締役甲斐亮之氏は、2024年9月25日開催の第30回定時株主総会で選任された新任の取締役であるため、就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
  - 4 . 社外監査役外山吉丸氏及び社外監査役野村拓也氏は、2024年9月25日開催の第30回定時株主総会で選任さ

れた新任の監査役であるため、就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

5.代表取締役小林祐樹氏は、2025年9月25日開催の第31回定時株主総会で選任された新任の取締役であるため、当事業年度における出席状況は記載しておりません。

#### 口.監查役会

当社の監査役会は、本書提出日現在において、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、毎月1回の監査役会を開催し、監査計画の策定及び監査実施結果の報告等を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会議を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

当社の監査役会は、会計に関する高い専門性を有する公認会計士1名と企業法務実務に精通した弁護士1名によって構成されており、会計及び法令遵守の両方の観点に基づく監査機能強化と実効性確保を図っております。

#### 八.役員会

当社の役員会は、取締役、監査役、執行役員で構成されており、毎月1回の役員会を開催し、取締役会の委嘱事項及びその他経営上の課題に関し、審議又は決定を行っております。

役員会では、業務執行を担当する執行役員が業務執行の状況を適時に報告して参加者が審議することにより、業務執行の実情に即した迅速かつ的確な意思決定を確保しております。

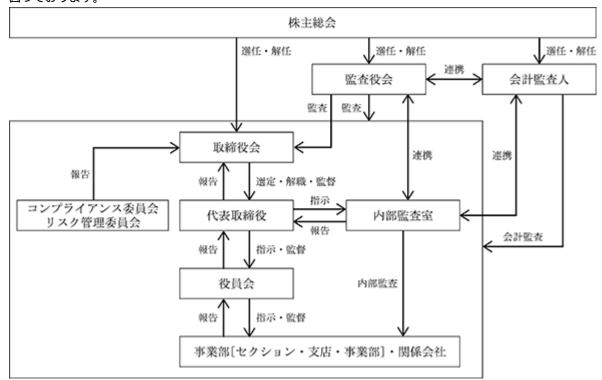
#### 二.内部監査室

当社は、代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し、内部監査担当1名が内部監査を実施しております。内部監査室は、当社グループ全部署を対象に実地監査を行い、結果について代表取締役に報告するとともに、関係者に対して監査結果をフィードバックし是正を求める等、業務の適正性の確保に努めております。

内部監査室は、常勤監査役及び会計監査人と随時意見交換を行って、堅確な内部監査体制の構築と実施を図るとともに、監査役及び会計監査人による監査の実効性に寄与しております。

#### ホ.コンプライアンス委員会・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス活動及びリスク管理活動に必要な情報の共有を図るため、コンプライアンス委員会とリスク管理委員会をそれぞれ設置し、四半期に1回開催することで、それぞれの活動の改善及び向上を図っております。



#### へ.指名・報酬委員会

当社は、取締役及び監査役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし、2023年3月15日に指名・報酬委員会を設置いたしました。指名・報酬委員会は次の事項のうち、取締役会から諮問を受けた事項について、審議し、取締役会に対して答申を行っております。

#### 当社指名・報酬委員会審議事項

- (1)取締役、監査役の選任及び解任に関する事項
- (2)役付取締役の選定及び解職に関する事項
- (3) 取締役、監査役の報酬決定の方針及び手続
- (4)取締役、監査役の個人別の報酬等の内容
- (5)その他、取締役会が必要と判断した事項

当事業年度における指名・報酬委員会の開催回数は1回であり、各構成員の出欠状況は以下のとおりです。

#### 当社指名・報酬委員会構成メンバー

	氏名	役職名	出席状況
委員長	甲斐 亮之	取締役(社外取締役)	1回/1回(100%
構成員	岩田静絵	代表取締役社長	1回/1回(100%
	黒田潤	常勤監査役(社外監査役)	1回/1回(100%)
	外山 吉丸	監査役(社外監査役)	1回/1回(100%
	野村 拓也	監査役(社外監査役)	1回/1回(100%)

### 内部統制システムの整備状況

当社は、以下の通り定める会社法第362条第4項第6号の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(以下、「内部統制システム」といいます)の基本方針に従い、体制を整備してまいります。

- イ、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a.全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる体制をとります。
  - b.コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図るため、各部門から選抜された役職員から成る「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、当社事業運営上認識すべきリスク管理あるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、対応方針を策定した上で、当該方針に基づき各部門にて問題解決に向けた取り組みを遂行し、その結果を取締役会に適宜報告する体制をとります。
  - c.「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」は、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制 を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努めるものとします。
  - d . 組織的又は個人による違法行為等について、グループ会社の役職員が直接情報提供を行える内部通報制度 (ヘルプライン)を設置し、コンプライアンス体制の強化を推進いたします。
  - e . 監査役は独立した立場から当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査を行います。
  - f. 当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について、内部監査を実施いたします。
  - g. 取締役及び監査役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ ガバナンスの充実を図るため、取締役会がその諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置いたします。

口、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他 取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び「文書管理規程」等の社内諸規程に従い、保存・管理を行い ます。

## 八.損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- a. 当社におけるリスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小化を図ることに努めます。
- b.リスク管理を担う機関として代表取締役を最高責任者としたリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する課題・対応策について検討いたします。
- c . 業務執行部門から独立した内部監査室が、リスク管理活動の取組状況について、内部監査を実施いたします。

#### 二、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回 定時に開催するほか、必要に応じて、適宜臨時に開催いたします。
- b.経営判断が効率的に行えるよう役員会を毎月1回開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略等について審議を行い、必要事項は取締役会に上程する体制を採ります。
- c. 取締役会の決定に基づく執行業務については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内 諸規程において、それぞれの責任者・責任と権限等を定めるとともに、随時見直しを行うものとします。

#### ホ、当社及び当社関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、当社の関係会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、一定の 事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の関係会社の経営内容を的確に把握するための関係 資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該関係会社に対し、助言を行うことにより、当社の関係会社の 経営管理を行います。
- b. 当社は、当社の関係会社における経営効率化の推進、人材の開発及び業務の改善について指導指針を策定し、取締役会の承認を得て、随時指示を与えることで当社の関係会社の経営管理を行います。
- c . 当社は、業務の適正性及び有効性確保のために内部監査室による内部監査を実施いたします。
- d. 当社は、当社グループの各部門との情報交換を定期的に実施するとともに、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき当社の関係会社におけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制を整備いたします。
- へ.監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - a.監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、必要に応じて、その要請に基づき、監査役の職務を補助する使用人を配置いたします。
  - b. 当該使用人の職務に関しては、取締役その他役員等の指揮命令を受けず、監査役の指示に従うものとし、 当該使用人の人事(人事評価・異動等)について、監査役の同意を得るものとします。
- ト.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の 監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a.監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の経営に関する重要な会議への出席及び取締役会議事録並びに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとします。
  - b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度(ヘルプライン)による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する体制を採ります。

#### チ.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a . 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設けます。

- b.監査役は、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図り、情報交換を行い、相互の適切な意思疎通を確保することで、効果的な監査業務遂行ができる体制を採ります。
- c.監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- リ.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - a. 当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための体制を整備いたします。
  - b.反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為等に対しては、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士 や警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備いたします。

#### ヌ.財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保のため、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行うものとします。

#### リスク管理体制の整備

当社は、リスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、徹底することでリスク発生の防止と適切な対応により、損失の最小化を図るよう努めております。また、当社は、当社の役員、従業員並びに派遣契約や業務委託契約等に基づき当社に常駐するすべての者が遵守すべき、コンプライアンスに関する基本事項を「コンプライアンス規程」に定め、当社におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上に努めております。

#### 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するための体制として、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における 業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性等を管理しております。また、当社の内部監査室が「内部監査規程」 に基づき、内部監査を実施しております。

# 支配株主との取引を行う際における少数株主保護についての方策

少数株主保護の観点から、支配株主と取引を行う場合は、取引理由、取引の必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行うこととしております。また、必要に応じて弁護士等の外部専門家の意見を求めることで、取引の公正性の確保を図っております。

### 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

### 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員及び社外派遣役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めておりま

す。

#### 定款の定めにより取締役会決議事項とした株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨定款に定めております。これは、資本政策の遂行にあたって必要に応じて機動的に自己株式を取得できるようにすることを目的とするものであります。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される職務を適切に行えるようにすることを目的とするものであります。

また、当社は、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行えるようにすることを目的とするものであります。

### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

# (2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	■のうち女性の    生年月日		略歴 任期		
1又毗石	八石	土牛月口			江朔	(株)
代表取締役社長	小林 祐樹	1985年 4 月16 日	2012年1月2016年2月2022年2月2025年4月	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	(注) 4	-
取締役 レジャー本部長 事業戦略本部長 法人営業本部長	朝居 宏文	1977年 9 月25 日	2007年10月 2008年8月 2010年8月 2014年9月 2016年4月 2020年3月 2022年7月 2022年9月 2023年6月 2023年9月 2024年9月 2025年9月	当社執行役員事業戦略本部本部長 株式会社ミタイトラベル取締役(現任) 当社取締役兼執行役員兼事業戦略本部本部長 当社取締役兼執行役員兼事業戦略本部本部長兼レジャー本部本部長 当社取締役兼執行役員兼事業戦略本部本部長兼レジャー本部本部長兼足 当社取締役兼執行役員兼事業戦略本部本部長 当社代表取締役社長兼執行役員 当社取締役兼執行役員(現任)	(注) 3	-
取締役	轟木 有里珠	2000年4月11 日		株式会社アドベンチャー入社(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	甲斐 亮之	1980年12月25 日	2005年10月 2010年12月 2013年3月	株式会社ギャプライズ入社 同社執行役員 同社代表取締役(現任) 当社社外取締役(現任)	(注) 3	-
監査役 (常勤)	黒田 潤	1953年 2 月21 日	1976年4月 2007年9月 2007年10月 2009年4月 2013年4月 2019年4月 2021年6月 2023年6月 2023年6月	株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 イオン総合金融準備株式会社(現株式会社イオン銀行)入社 株式会社イオン銀行 取締役 イオンクレジットサービス株式会社(現イオンフィナンシャルサービス株式会社)出向 同社執行役員 イオンフィナンシャルサービス株式会社出向 AFSコーポレーション株式会社 取締役 同社参与 株式会社枡屋 社外監査役(現任) 当社社外監査役(現任)	(注) 5	-
監査役	外山 吉丸	1984年12月4日	2011年 2 月 2014年 9 月 2015年 8 月 2019年 7 月 2019年10月 2021年11月 2022年10月 2024年 1 月	新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 双日シェアードサービス株式会社入社 株式会社イノーバ入社 監査法人アヴァンティア入所 東京ケータリング・ホールディングス株式会社入社 同社執行役員管理本部長 株式会社プロレド・パートナーズ管理本部長 株式会社ゼン・ランド 監査役(現任) PROGRESO CONSULTING/外山吉丸公認会計士事務所代表 (現任) 当社社外監査役(現任) 未来創造弁護士法人 入所(現任)	(注) 5	-
監査役 	野村 拓也	日	2024年9月	当社社外監査役(現任)	(注)5	
			計 	†		9,800

- (注) 1. 取締役甲斐亮之氏は、社外取締役です。
  - 2.監査役黒田潤氏、外山吉丸氏及び野村拓也氏の3名は、社外監査役です。
  - 3. 取締役の任期は、2024年6月期に係る定時株主総会終結の時から2026年6月期に係る定時株主総会終結の時までです。
  - 4. 取締役の任期は、2025年6月期に係る定時株主総会終結の時から2027年6月期に係る定時株主総会終結の時までです。
  - 5. 監査役の任期は、2024年6月期に係る定時株主総会終結の時から2028年6月期に係る定時株主総会終結の時までです。
  - 6.当社は、取締役会で行われた意思決定に基づく業務執行を迅速に行い、それぞれの組織機能における効率 化を図ることで、市場環境の変化に迅速に対応できる体制を構築すべく執行役員制度を導入しておりま す。取締役朝居宏文氏は執行役員を兼務しております。提出日現在の取締役以外の執行役員は、3名で次 のとおりです。

職名	氏名
執行役員経理財務本部本部長	田村 健二
執行役員総務法務本部長	林  彩奈
執行役員アライアンス統括本部長 兼 Tabikobo Vietnam Co. Ltd.社長	中川 靖之

#### 社外取締役及び社外監査役との関係

本書提出日現在において、当社は社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しており、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、牽制及び監視機能を強化しております。当社の社外取締役には、当社の意思決定及び経営方針に社外の公平な立場から意見を述べて頂くことを期待しております。また、当社の社外監査役には、金融・会計・法律知識等の高い見識に基づき、取締役の職務執行を監督することを期待しております。その詳細は次のとおりです。

社外取締役甲斐亮之氏は、企業経営に関する幅広い知識と見識を持ち、特にデジタルマーケティング分野に関する豊富な経験と実績を有しております。社外取締役として、当社の現状を客観的な視点で評価し、取締役会において、取締役会の実効性や広報戦略等についての助言・支援と継続的な成長に大きく貢献していただけることを期待しております。なお、提出日現在、同氏は、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外監査役黒田潤氏は、銀行並びに銀行持株会社ほか金融機関で長年にわたり様々な要職を歴任し、内部監査業務を中心に内部統制、コンプライアンス、リスク管理にかかわる豊富な知識及び経験を有しております。その知識や経験に基づく客観的かつ公正な視点から、社外監査役として、当社のコーポレート・ガバナンスの向上及び監査機能の拡充、強化いただくことを期待しております。なお、提出日現在、同氏は、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外監査役外山吉丸氏は、公認会計士として培われた財務・会計・監査に関する豊富かつ高度な知識・経験を有しております。また、複数の事業会社における管理部門での豊富な経験に加え、他の会社の社外監査役経験を有しております。これらの専門的かつ実践的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくことを期待しております。なお、提出日現在、同氏は、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外監査役野村拓也氏は、弁護士として培われた高い専門性を持ち、特に企業法務分野に関する豊富な知識と 経験を有しております。その専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくことを期待しており ます。なお、提出日現在、同氏は、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株 主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、社外役員として職務を遂行できる十分な独立性を確保できることを前提として判断しております。

また、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査及び会計監査との相互連携につきましては、(1)[コーポレート・ガバナンスの概要] コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び 内部統制システムの整備状況に記載のとおり、随時情報を共有して連携する体制をとっております。

#### (3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

#### a. 組織、人員

当社における監査役会は、本書提出日現在において、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名で構成されております。社外監査役の外山吉丸氏は、公認会計士として培われた財務・会計・監査に関する豊富かつ高度な知識・経験を有しております。また、社外監査役の野村拓也氏は、弁護士として培われた高い専門性を持ち、特に企業法務分野に関する豊富な知識と経験を有しております。

なお当社は、会社法第427条第1項に基づき、各監査役との間で、法令の定める限度まで監査役の責任を限定する契約を締結しております。

#### b. 監査役会の状況

監査役会は当事業年度において13回開催し、1回当たりの平均所要時間は45分でした。各監査役の出席状況並びに監査役会における主な検討事項は以下のとおりです。

当社監査役会構成メンバーと監査役会出席状況

氏名	役職名	出席状況 ( 出席率 )
黒田潤	常勤監査役	13回 / 13回 ( 100.0% )
川合 弘毅	監査役 (社外監査役)	3回/3回(100.0%)
志村 直子	監査役 (社外監査役)	3回/3回(100.0%)
外山 吉丸	監査役 (社外監査役)	10回 / 10回 ( 100.0% )
野村 拓也	監査役 (社外監査役)	10回 / 10回 ( 100.0% )

- (注) 1.川合弘毅氏及び志村直子氏は、2024年9月25日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した監査 役であるため、退任前に開催された当事業年度中の監査役会の出席状況を記載しております。
  - 2.外山吉丸氏及び野村拓也氏は、2024年9月25日開催の第30回定時株主総会で選任された新任の監査役であるため、就任後に開催された監査役会への出席状況を記載しております。

監査役会における主な検討事項や協議事項は、以下のとおりです。

- 監査方針、監査計画及び監査職務分担
- 監査報告の作成
- 会計監査人の評価及び選任・再任・不再任
- 会計監査人の報酬等の決定に関する同意
- 取締役による監査役選任議案を株主総会に提出する同意
- 監査役報酬の協議
- 監査役会・監査役監査に関する規程等の制定改廃
- 監査役月次活動報告及び重要な稟議書の閲覧結果報告等

監査役会は、会計監査人及び内部監査室との三様監査連絡会及び会計監査人との連絡会、原則四半期毎開催の内部監査室との定例連絡会を開催し、監査方針や監査計画について期初に意見交換を行うほか、監査の進捗状況等について情報交換を行っています。また、代表取締役・社外取締役等それぞれと監査役会との定期会合を開催し意見交換を行っております。

#### c. 監査役の主な活動

各監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会へ出席し、必要と認められた場合は独自に意見を述べております。常勤監査役は、役員会議やリスク・コンプライアンス委員会等社内の重要な会議や委員会への出席、稟議書等の重要な文書の閲覧のほか、代表取締役、社内外取締役、執行役員及び会計監査人との面談及び意見交換を適宜行っています。また、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査しております。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。常勤監査役の活動内容は、監査役会の報告事項として他の監査役と情報共有されています。

内部監査の状況

#### a. 組織、人員および手続き

当社における内部監査は、代表取締役直属の独立した部署である内部監査室が内部監査担当部署として、内部監査規程に基づき、関係会社を含めた全部署を対象として内部監査を実施するほか、金融商品取引法に基づく内部統制評価の実施面の事務局として会計監査人との連携を実施しております。現在は内部監査室には室長1名を配置しており、リスクアセスメントに基づく年間内部監査計画を作成し、リスクベースの監査を実施しています。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれからの監査と内部統制部門との関係

内部監査室は、監査役および会計監査人との四半期ごとの定期的な打合せ、意見交換に加え、必要に応じて随時に打合せ、意見交換を実施し内部監査の有効性を高めることに努めております。また、監査役会との会議を四半期毎に開催し、常勤監査役とは随時に会合する等、相互に情報交換を行うなど緊密な連携を保っています。

#### c. 内部監査の実効性を確保するための取組

内部監査のレポーティングラインについては、業務執行部門から独立し、代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行うことのできるデュアルレポーティングラインを構築、運用し、内部監査の実効性を確保しております。また、内部監査室では、親会社内部監査部門と随時ミーティングを行い、連携を図っています。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

#### b. 継続監査期間

1 年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柴谷 哲朗指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 丸田 力也

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士18名、会計士試験合格者等その他24名となっております。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に関しては、会計監査人の品質管理体制、独立性、および専門性等を総合的に勘案し問題がないことを確認する方針としており、当該基準を満たし高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運用が期待できると判断したためです。

また、当社は以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の方針を定めております。

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### f. 監査法人の異動

当社の監査法人は、次のとおり異動しております。

第30期(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日) やまと監査法人

第31期(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日) 太陽有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称 選任する監査公認会計士等の名称 太陽有限責任監査法人 退任する監査公認会計士等の名称 やまと監査法人

#### (2) 当該異動の年月日

2024年9月25日(第30期定時株主総会開催予定日)

- (3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日 2022年6月29日
- (4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項 該当事項はありません。

#### (5) 当該異動の決定または当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるやまと監査法人は、2024年9月25日開催予定の第30期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。同監査法人については、会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えておりますが、新たに会計監査人候補者として選定する太陽有限責任監査法人は、当社の親会社である株式会社アドベンチャーの会計監査人であり、当社の会計監査人を親会社の会計監査人と統一することにより、一貫した監査視点による効率性と高い監査精度が期待できると判断したこと、及び、同監査法人の内部管理体制、独立性及び専門性、会計監査の実績等を総合的に検討した結果、当社の新たな会計監査人として適任と判断したことによるものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。

g. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が発行する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、監査法人に対して評価を行っております。

#### 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

FT ()	前連結会	会計年度	当連結会計年度		
区分	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	
提出会社	35,000	3,850	55,700	-	
連結子会社	-	-	-	-	
計	35,000	3,850	55,700	-	

- (注) 1.前連結会計年度における当社の非監査業務の内容は、親会社監査人からの指示書に基づく業務等であります。
  - 2.上記以外に、過年度訂正に係る監査業務に関する報酬等として、前々会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対する99,650千円、前会計監査人であるやまと監査法人に対する30,000千円を特別調査費用等として処理しております。
  - b. その他の重要な報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

#### c. 監査報酬の決定方針

監査日程、当社の規模及び業務の特性等を総合的に勘案し、監査法人から提示を受けた監査報酬見積額をもとに当社と監査法人の両者協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

# d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

#### (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、基本報酬と 株式報酬により構成するものとします。それぞれの支給割合は、基本報酬を主体とし、株式報酬は中長期的な企業価値向上に資する適正な割合としております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1.基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

#### 2 . 株式報酬

当社の取締役の株式報酬は、譲渡制限付株式とし、対象取締役が割当を受けた当社株式の譲渡制限の解除を受けるのは、原則として、3年間以上で当社の取締役会が定める期間または割当を受けた当社株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間、割当株式の総数は年50,000株以内といたします。

b. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項 当社取締役及び監査役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されております。

報酬の種類	株主総会決議	対象者	限度額	当該株主総会終結時点 の員数
金銭報酬	2015年 6 月26日開催	取締役	年額500,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の 使用人分給与は含みません。)	7名
<b>壶</b> 践 報 聞	第21回定時株主総会	監査役	年額300,000千円以内	3名
<del>↓</del> // → ↑ ↓□ Ⅲ	*************************************		年額50,000千円以内 (うち社外取締役分は年額 10,000千円以内)	8名(うち社外取締役2名)
作本工い学校 四門	株式報酬 第25回定時株主総会	監査役	年額30,000千円以内	3名

# c. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬方針および報酬額等については、あらかじめ株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会が任意の諮問機関である指名・報酬委員会へ原案を諮問し答申を得るものとし、指名・報酬委員会の答申をもとに取締役会において決定しております。

役員区分ごとの報酬額の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

<b>小</b> 吕应八	報酬等の総額	報酬等	対象となる役員		
役員区分 	(壬四)	固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	の員数(名)
取締役 (社外取締役を除く)	19,950	19,950	-	-	4
社外取締役	2,550	2,550	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外監査役	10,500	10,500	-	-	5

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

# 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	使用人兼務役員(名)	内容
8,400	2	使用人としての給与

# (5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

# 第5 【経理の状況】

# 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に 基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

# 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年7月1日から2025年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年7月1日から2025年6月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

# 3.決算期変更について

2023年10月26日開催の臨時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期を3月31日から6月30日に変更いたしました。

したがって、前連結会計年度及び前事業年度は2023年4月1日から2024年6月30日までの15か月間となっております。

# 4 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との連携やディスクロージャー支援会社等から情報の提供を受けております。

# 1 【連結財務諸表等】

# (1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (2025年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,479,245	2,603,535
売掛金	1 204,986	1 257,336
割賦売掛金	1 140	1 55
旅行前払金	496,348	490,019
未収入金	8,581	8,380
その他	83,686	85,394
貸倒引当金	1,463	545
流動資産合計	3,271,525	3,444,176
固定資産		
有形固定資産	2 0	2 189
無形固定資産	0	0
投資その他の資産		
長期貸付金	4,876	4,876
差入保証金	175,924	197,412
長期未収入金	299,037	299,037
その他	78,973	80,927
貸倒引当金	305,688	305,688
投資その他の資産合計	253,122	276,564
固定資産合計	253,122	276,754
資産合計	3,524,648	3,720,931

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (2025年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	113,436	139,005
未払金	62,545	228,888
未払費用	9,572	112,035
未払法人税等	11,549	5,840
旅行前受金	1 582,961	1 904,566
預り金	з 812,960	з 825,660
賞与引当金	781	443
特別調査費用等引当金	-	343,509
その他	5,511	5,925
流動負債合計	1,599,318	2,565,875
固定負債		
長期借入金	500,000	500,000
資産除去債務	12,394	12,468
その他	23,250	22,909
固定負債合計	535,644	535,378
負債合計	2,134,962	3,101,254
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,358,367	100,000
資本剰余金	3,268,367	2,011,108
利益剰余金	5,275,092	1,527,356
自己株式	128	128
株主資本合計	1,351,513	583,623
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	9,238	4,762
その他の包括利益累計額合計	9,238	4,762
非支配株主持分	28,933	31,290
純資産合計	1,389,686	619,677
負債純資産合計	3,524,648	3,720,931

# 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

# 【連結損益計算書】

		(単位:千円)
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)	(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
売上高	1 3,342,251	1 3,722,853
売上原価	2,434,973	2,813,662
売上総利益	907,277	909,191
販売費及び一般管理費	2 1,260,242	2 1,020,817
営業損失( )	352,964	111,626
営業外収益		
受取利息	764	2,052
為替差益	-	3,312
受取手数料	2,641	5,722
その他	11,558	118
営業外収益合計	14,963	11,205
営業外費用		
支払利息	21,044	4,499
支払保証料	945	1,501
為替差損	696	-
株式交付費	30,633	-
その他	1,863	1,997
営業外費用合計	55,183	7,998
経常損失( )	393,184	108,419
特別利益		
関係会社株式売却益	31,419	-
特別利益合計	31,419	<u>-</u>
特別損失		
固定資産除却損	0	0
減損損失	з 15,494	-
課徴金	4 12,000	-
助成金返還損	-	263,595
特別調査費用等	<u> </u>	385,890
特別損失合計	27,494	649,486
税金等調整前当期純損失( )	389,259	757,905
法人税、住民税及び事業税	10,196	6,873
法人税等合計	10,196	6,873
当期純損失 ( )	399,456	764,779
非支配株主に帰属する当期純利益	1,410	3,120
親会社株主に帰属する当期純損失( )	400,866	767,900

# 【連結包括利益計算書】

		(単位:千円)_
	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
当期純損失( )	399,456	764,779
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	16,919	5,240
その他の包括利益合計	1 16,919	1 5,240
包括利益	416,375	770,019
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	418,758	772,376
非支配株主に係る包括利益	2,382	2,356

# 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)

(単位:千円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,545,330	1,455,330	4,874,225	128	1,873,692
当期変動額					
新株の発行	1,500,000	1,500,000			3,000,000
新株の発行(新株予約 権の行使)	313,036	313,036			626,072
資本金の減少					-
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			400,866		400,866
資本剰余金から利益剰 余金への振替					•
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					•
当期変動額合計	1,813,036	1,813,036	400,866	ı	3,225,205
当期末残高	3,358,367	3,268,367	5,275,092	128	1,351,513

	その他の包括	 舌利益累計額			
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	27,130	27,130	14,240	26,551	1,805,770
当期变動額					
新株の発行					3,000,000
新株の発行(新株予約 権の行使)					626,072
資本金の減少					-
親会社株主に帰属する 当期純損失( )					400,866
資本剰余金から利益剰 余金への振替					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	17,891	17,891	14,240	2,382	29,749
当期变動額合計	17,891	17,891	14,240	2,382	3,195,456
当期末残高	9,238	9,238	-	28,933	1,389,686

# 当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,358,367	3,268,367	5,275,092	128	1,351,513
当期変動額					
新株の発行					-
新株の発行(新株予約 権の行使)		10		0	10
資本金の減少	3,258,367	3,258,367			1
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			767,900		767,900
資本剰余金から利益剰 余金への振替		4,515,635	4,515,635		•
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	3,258,367	1,257,258	3,747,735	0	767,889
当期末残高	100,000	2,011,108	1,527,356	128	583,623

	その他の包括	 舌利益累計額			純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配株主持分	
当期首残高	9,238	9,238	-	28,933	1,389,686
当期変動額					
新株の発行					1
新株の発行(新株予約 権の行使)					10
資本金の減少					ı
親会社株主に帰属する 当期純損失( )					767,900
資本剰余金から利益剰 余金への振替					•
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,475	4,475	-	2,356	2,119
当期変動額合計	4,475	4,475	-	2,356	770,008
当期末残高	4,762	4,762	-	31,290	619,677

# 【連結キャッシュ・フロー計算書】

	24 \ 7 \ A & 1 \ F \ C	(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失( )	389,259	757,905
減価償却費	838	42
減損損失	15,494	-
課徴金	12,000	-
受取利息及び受取配当金	765	2,053
支払利息及び支払保証料	21,989	6,001
株式交付費	30,633	-
関係会社株式売却損益( は益)	31,419	-
為替差損益( は益)	3,233	1,285
助成金返還損	-	263,595
特別調査費用等	-	385,890
売上債権の増減額( は増加)	23,218	54,002
旅行前払金の増減額( は増加)	136,417	8,068
未収入金の増減額(は増加)	1,715	98
仕入債務の増減額( は減少)	40,477	26,166
旅行前受金の増減額(は減少)	331,734	324,911
未払金の増減額(は減少)	5,116	6,327
預り金の増減額(は減少)	30	12,699
貸倒引当金の増減額(は減少)	339	918
賞与引当金の増減額(は減少)	612	283
預け金の増減額(は増加)	6,933	1,148
未払費用の増減額(は減少)	5,916	1,254
未収消費税等の増減額(は増加)	7,121	2,767
その他	25,933	75,073
小計	65,169	137,108
利息及び配当金の受取額	765	2,053
利息及び保証料の支払額	18,442	6,892
補償金の支払額	11,638	7
課徴金の支払額	12,000	<u>,</u>
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	15,342	3,781
営業活動によるキャッシュ・フロー	121,826	128,481
日来行動によるキャッシュ・フロー 投資活動によるキャッシュ・フロー	121,020	120,401
固定資産の取得による支出	16,332	242
資産除去債務の履行による支出	38,866	272
敷金の差入による支出 	3,757	1,454
敷金の返還による収入	41,041	1,454
安まの医園による収入     定期預金の預入による支出	3,000	-
定期預金の払戻による収入	6,000	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却によ		
建編の範囲の変更を作りす去社体式の元却によ る収入	2 452	-
その他	273	409
という。 投資活動によるキャッシュ・フロー	14,189	1,287

	(単位:千円)
前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
1,799,000	-
2,969,366	-
-	10
619,736	-
7,903	-
1,782,198	10
8,155	2,914
1,654,336	124,289
824,908	2,479,245
1 2,479,245	1 2,603,535
	至 2024年 6 月30日)  1,799,000 2,969,366 - 619,736 7,903 1,782,198 8,155 1,654,336 824,908

#### 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1.連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

Tabikobo Vietnam Co. Ltd.

PT. Ramayana Tabikobo Travel

株式会社ミタイトラベル

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.及びPT. Ramayana Tabikobo Travelの決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を採用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

連結子会社のうち、株式会社ミタイトラベルの決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を採用しております。

#### 3.会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物附属設備 6年~15年

・車両運搬具 6年

・工具、器具及び備品 3年~8年

# 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウエア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

#### リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### 特別調查費用等引当金

当連結会計年度に判明した、過年度における雇用調整助成金等の不正受給の疑義についての特別調査委員会の調査費用及び過年度決算訂正に伴う監査報酬等について、今後発生が見込まれる額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主として以下の5ステップアプローチに基づき、財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を識別する

主要な事業における収益の計上基準は以下のとおりであります。

#### 旅行業

旅行業は、主に自社の企画旅行商品の販売、旅行の手配を行っており、旅行条件書に基づいて顧客に対し企画旅行の実施や航空券・鉄道・ホテル等の手配を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客が帰着した時点又は旅行の実施期間にわたり充足されると判断し収益を認識しております。

なお、旅行商品販売のうち、手配旅行などの当社及び連結子会社が代理人として行う取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

# (5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

#### ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

# ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続して キャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省 略しております。

# (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外国通貨及び外貨建短期金銭債権債務は決算日の直物為替相場によって換算しており、換算差額は損益にて 処理しております。また、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債務については、当該為替予約 の円貨に換算しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に 含めております。

#### (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

#### (重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 連結財務諸表に計上した金額

(千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	-	-
繰延税金負債	0	0

# (2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

#### 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール及び将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。

#### 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、予想販売数量であります。なお、当社グループは、2025年度に海外旅行市場における旅行者数が段階的に回復に向かうと見込んでおります。

#### 翌年度の連結財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の判断は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や 仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

# (会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

#### (未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

#### (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

#### (2) 適用予定日

2028年6月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

#### (表示方法の変更)

#### (連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益に独立掲記しておりました「受取配当金」及び「受取補償金」は、金額の 重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から営業外収益の「その他」に含めて表示しております。この表示方 法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益に独立掲記しておりました「受取配当金」に表示していた1千円及び「受取補償金」に表示していた9,575千円は、「その他」として組み替えております。

# (追加情報)

#### (不適切な会計処理について)

2025年3月11日付で、東京労働局より「雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金受給事業主様への自主調査のお願い」を受領したことを契機に、当社では自主的に社内調査を開始いたしました。

当社は、当社が過年度において受給した雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金に関して、受給申請の内容について精査を要する疑義が判明したため、2025年6月5日、特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。当社は、特別調査委員会から2025年8月29日に調査報告書を受領し、その結果、当社において、休業中の稼働指示や稼働実態を把握していたにもかかわらず、受給申請書に虚偽の記載を行い、雇用調整助成金798,492千円の不正受給を行っていたこと、また、2021年3月期より2023年3月期にかけて、不正に受給した雇用調整助成金を収益計上していたことが判明いたしました。さらに、調査の過程において、2021年3月期及び2022年3月期の支出のなかに、本来、費用処理すべきものがソフトウェアとして資産計上されていたこと、当社の元従業員が2017年3月期から2020年3月期において、旅行手配ミスによる損失先送りのため、金券類の不正取得・換金や入金偽装といった不適切な取引を伴う売上及び売上原価の架空又は過大計上等が判明いたしました。

当社は当該調査結果を受け、過年度に行われたこれらの不適切な会計処理(雇用調整助成金の不正受給に伴う助成金収入の過大計上、ソフトウェア過大計上及び損失先送りのための不適切な取引の会計処理)の訂正が必要であると判断し、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表、四半期連結財務諸表並びに中間連結財務諸表を訂正することといたしました。

なお、今回の訂正にあたっては、過年度において重要性がないため訂正を行っていなかった事項、当該事項と同様の誤謬がないかを遡って点検の上検出された事項、及び監査の過程において追加的に検出された会計処理の誤謬の訂正も併せて行っております。

#### (連結貸借対照表関係)

# 1 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び負債の残高は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 (1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

#### 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (2025年 6 月30日)
 有形固定資産の減価償却累計額	32,616千円	31,020千円

#### 3 預り金のうち当社が受給した雇用調整助成金の返還予定額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (2025年 6 月30日)
 預り金	798,492千円	798,492千円

#### 4 偶発債務

前連結会計年度(2024年6月30日) 該当事項はありません。

#### 当連結会計年度(2025年6月30日)

当社は、雇用調整助成金の不適切な受給等が発覚したため、過年度における有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

今後、当社は金融庁から開示規制違反に係る課徴金の納付命令を受ける可能性があります。その結果により当社 グループの業績に影響を与える可能性がありますが、現時点ではその影響を合理的に見積ることは困難であり、当 社グループの財政状態及び経営成績に与える影響は明らかではありません。

#### (連結損益計算書関係)

#### 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との 契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1 顧客との契約から生じる収益を分解 した情報」に記載しております。

#### 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
給与手当	411,065千円	323,747千円
賞与引当金繰入額	781千円	244千円
減価償却費	838千円	42千円
広告宣伝費	90,546千円	164,247千円
支払手数料	313,312千円	263,852千円
地代家賃	84,229千円	49,909千円

# 3 減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	東京本社	工具、器具及び備品及び ソフトウエア仮勘定等	13,836千円
事業用資産	大阪支店	工具、器具及び備品等	1,657千円

当社グループの事業は、旅行業の単一事業であることから、事業用資産は全体で1つの資産グループとしております。ただし、遊休資産や処分の意思決定をした資産については、個別の資産グループとして取扱っております。

当連結会計年度において、事業用資産における収益性の低下により、投資額の回収が困難と見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、15,494千円を減損損失として計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日) 当連結会計年度は減損損失の計上はありません。

# 4 課徴金

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)

証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、 課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。当公表を受け、課徴金12,000千円を特別損失として計上しております。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日) 該当事項はありません。

#### (連結包括利益計算書関係)

# 1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

		(単位:千円)_
	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	9,693	5,240
組替調整額	26,612	-
法人税等及び税効果調整前	16,919	5,240
法人税等及び税効果額	-	
為替換算調整勘定	16,919	5,240
その他の包括利益合計	16,919	5,240

# (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)

#### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,029,800	11,770,000	-	19,799,800

#### (変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加

1,770,000株

第三者割当増資による増加

10,000,000株

#### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	34,404	4,100	-	38,504

# (変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬の権利失効による増加

4,100株

# 3 新株予約権等に関する事項

会社名 内訳		目的となる		当連結会計			
		株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	年度末残高 (千円)
提出会社	   第3回新株予約権 	普通株式	3,977,700	-	3,977,700	-	-
合計		3,977,700	-	3,977,700	-	-	

- (注) 1.目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
  - 2.目的となる株式の数の変動事由の概要 第3回新株予約権の減少は、権利行使並びに取得及び消却によるものであります。
  - 4 配当に関する事項 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

# 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	19,799,800	-	-	19,799,800

#### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	38,504	-	200	38,304

(変動事由の概要)

新株予約権行使に係る株式割り当てに充当

200株

- 3 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4 配当に関する事項 該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	
現金及び預金 預入期間が3か月を超える定期預金	2,479,245千円	2,603,535千円	
現金及び現金同等物	千円 2.479.245千円	2.603.535千円	

2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)

株式の売却によりALOHA 7, INC.が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収支は次のとおりであります。

流動資産	10,832千円
固定資産	15,088千円
流動負債	22,130千円
為替換算調整勘定	26,612千円
株式の売却益	31,419千円
株式の売却価額	8,596千円
現金及び現金同等物	8,144千円
差引:売却による収入	452千円

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日) 該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な預金を主体として資金運用を行っております。また、金融機関からの借入、新株予約権の発行により資金調達を行っております。

デリバティブ取引については、外貨建金銭債務の為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金、未収入金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。割賦売掛金については、信販会社との保証契約により顧客の信用リスクをヘッジしております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、変動金利によるものが含まれており、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3.会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスクの管理

当社グループは、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等を把握したときは、速やかに対応する等して、その軽減に努めております。

#### 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建金銭債務について、主要通貨の為替変動リスクに対して原則として先物為替予約を 利用してヘッジしております。

デリバティブ取引における為替予約取引についての基本方針は、取締役会で決定され、取引の実行及び管理 は財務セクションが行っております。なお、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告するこ ととしております。

#### 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達に係る流動性リスクについては、適時に資金繰り計画を作成・更新する等、そのリスク軽減に努めております。

# (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

#### 前連結会計年度(2024年6月30日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
差入保証金	175,924	167,052	8,872
資産計	175,924	167,052	8,872
長期借入金	500,000	451,340	48,659
負債計	500,000	451,340	48,659

(\*)「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「預り金」「旅行前受金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「割賦売掛金」については、回収まで1年以上要するものもありますが、顧客の信用状態は大きく異なることはなく、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## 当連結会計年度(2025年6月30日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
差入保証金	197,412	179,133	18,279
資産計	197,412	179,133	18,279
長期借入金	500,000	462,710	37,289
負債計	500,000	462,710	37,289

(\*)「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「預り金」「旅行前受金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「割賦売掛金」については、回収まで1年以上要するものもありますが、顧客の信用状態は大きく異なることはなく、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

# (注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年6月30日)

(単位:千円)

				(+12 + 113)
	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,479,245	-	-	ı
売掛金	204,986	-	-	
割賦売掛金	81	59	-	-
未収入金	8,581	-	-	-
差入保証金	-	-	-	175,924
合計	2,692,894	59	-	175,924

#### 当連結会計年度(2025年6月30日)

(単位:千円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,603,535	•	•	-
売掛金	257,336	ı	ı	-
割賦売掛金	55	ı	ı	-
未収入金	8,380	-	-	-
差入保証金	•	•	•	197,412
合計	2,869,307	-	-	197,412

#### (注2) 借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年6月30日)

(単位:千円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超
短期借入金	-	-	-	-
長期借入金	-	500,000	-	-
合計	-	500,000	-	-

#### 当連結会計年度(2025年6月30日)

(単位:千円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超10年以内	10年超
短期借入金	-	-	•	-
長期借入金	-	500,000	-	-
合計	-	500,000	-	-

# 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価

の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定

に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

# (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年6月30日)

該当事項はありません。

# (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年6月30日)

区分	時価(千円)				
<b>△</b> 刀	レベル1	レベル 2	レベル3	合計	
差入保証金	-	167,052	-	167,052	
資産計	-	167,052	-	167,052	
長期借入金	-	451,340	-	451,340	
負債計	-	451,340	-	451,340	

#### 当連結会計年度(2025年6月30日)

区分	時価(千円)				
<b>△</b> 刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
差入保証金	-	179,133	-	179,133	
資産計	-	179,133	-	179,133	
長期借入金	-	462,710	-	462,710	
負債計	-	462,710	-	462,710	

# (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 差入保証金

差入保証金の時価は、当該差入見込期間に見合った国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

# (ストック・オプション等関係)

1.ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年12月10日に1株を100株とする株式分割、2017年10月1日に1株を2株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

# (1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	2016年 2 月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員226名
株式の種類及び付与数	普通株式 194,600株
付与日	2016年 3 月17日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日(2018年4月1日)まで継続して当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。会社の株式がいずれかの証券取引所に上場すること。
対象勤務期間	2016年3月17日~2018年3月31日
権利行使期間	2018年4月1日~2026年2月7日

# (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況 ストック・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	2016年 2 月17日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	46,200
権利確定	-
権利行使	200
失効	-
未行使残	46,000

#### 単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	2016年 2 月17日
権利行使価格(円)	54
行使時平均株価(円)	192
付与日における公正な評価単価(円)	-

- 3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法当連結会計年度に付与されたストック・オプションはありません。
- 4.ストック・オプションの権利確定数の見積方法 将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
- 5.ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
  - (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 4,968千円
  - (2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 27千円

#### (税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (2025年 6 月30日)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金(注) 2	1,383,261千円	1,513,539千円
減損損失	55,512千円	26,171千円
資産除去債務	3,795千円	3,924千円
繰延消費税	321千円	- 千円
長期未払金	1,015千円	940千円
未収入金	4,095千円	4,216千円
未払事業税	2,663千円	- 千円
特別調査費用等引当金	- 千円	108,274千円
その他	353,317千円	444,624千円
繰延税金資産小計	1,803,982千円	2,101,689千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	1,383,261千円	1,513,539千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	420,721千円	588,150千円
評価性引当額小計(注)1	1,803,982千円	2,101,689千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する有形固定資産	0千円	0千円
繰延税金負債合計	0千円	0千円
繰延税金負債純額	0千円	0千円

- (注) 1.評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。
  - 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

# 前連結会計年度(2024年6月30日)

132 MACH   12 (1911   17300 H)							
	1 年以内 ( 千円 )	1年超 2年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 ( 千円 )	3 年超 4 年以内 ( 千円 )	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 ( 千円 )	合計 (千円)
税務上の繰越欠損 ( )	-	ı	ı	ı	ı	1,383,261	1,383,261
評価性引当額	-	ı	1	ı	ı	1,383,261	1,383,261
繰延税金資産	-	ı	ı	ı	ı	ı	-

( )税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

#### 当連結会計年度(2025年6月30日)

12M2H   12 (1010   17)100H )							
	1 年以内 ( 千円 )	1 年超 2 年以内 ( 千円 )	2 年超 3 年以内 ( 千円 )	3 年超 4 年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 ( 千円 )	合計 (千円)
税務上の繰越欠損 ( )	1	1	1	1	ı	1,513,539	1,513,539
評価性引当額	-	-	ı	ı	ı	1,513,539	1,513,539
繰延税金資産	-	-	1	1	-	-	-

- ( )税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

# 前連結会計年度(2024年6月30日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

# 当連結会計年度(2025年6月30日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

# (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

# (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を15年と見積り、割引率は0.602%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

# (3) 当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
期首残高	51,168千円	12,394千円
資産除去債務の履行による減少額	38,866千円	- 千円
時の経過による調整額	92千円	74千円
期末残高	12,394千円	12,468千円

#### (収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)

(単位・千円)

	<u>(半四・113<i>)</i></u>
	報告セグメント
	旅行業
個人旅行事業	2,816,496
法人旅行事業	467,764
インバウンド旅行事業	41,665
その他	16,324
顧客との契約から生じる収益	3,342,251
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,342,251

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント
	旅行業
個人旅行事業	3,523,300
法人旅行事業	171,106
インバウンド旅行事業	14,893
その他	13,553
顧客との契約から生じる収益	3,722,853
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,722,853

- 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3.会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。
- 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
  - (1) 契約資産及び契約負債の残高等

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)

(単位:千円)

	前連結会	会計年度
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	224,969	205,126
売掛金	223,056	204,986
割賦売掛金	1,912	140
契約資産	-	-
契約負債	247,798	582,961
旅行前受金	247,798	582,961

契約負債は、旅行商品の販売で履行義務充足前に対価を受領したものであります。なお、契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の金額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、247,798千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が335,163千円増加した理由は、旅行商品の販売で履行義務充足前に受領した対価が増減した結果であります。

過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位:千円)

		(12:113)
	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	205,126	257,391
売掛金	204,986	257,336
割賦売掛金	140	55
契約資産	-	-
契約負債	582,961	904,566
旅行前受金	582,961	904,566

契約負債は、旅行商品の販売で履行義務充足前に対価を受領したものであります。なお、契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の金額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、582,961千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が321,604千円増加した理由は、旅行商品の販売で履行義務充足前に受領した対価が増減した結果であります。

過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

# (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法 を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

#### (セグメント情報等)

# 【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、旅行業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報 当社グループは旅行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

#### 2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社グループは旅行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

#### 2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)

当社グループは、旅行業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日) 該当事項はありません。

#### 【関連当事者情報】

- 1.関連当事者との取引
  - (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。
    - 当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。
  - (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。
    - 当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- 2 . 親会社又は重要な関連会社に関する注記 親会社情報 株式会社アドベンチャー(東京証券取引所グロース市場上場)

# (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
1株当たり純資産額(円)	68.86	29.77
1株当たり当期純損失( )(円)	26.49	38.86
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益(円)	-	-

- (注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
  - 2.1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

と、「外当たり当朔川は八〇弁に上の至には、久下のこのりてのりよう。		
項目	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当連結会計年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失( ) (千円)	400,866	767,900
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失( )(千円)	400,866	767,900
普通株式の期中平均株式数(株)	15,130,696	19,761,372

EDINET提出書類 株式会社旅工房(E33110) 有価証券報告書

# (重要な後発事象)

当社は、2025年10月15日、東京労働局に対し、過年度に受給した雇用調整助成金(違約金及び延滞金を含む)の 返還納付を行いました。なお、納付の結果、預り金等で計上していた返還予定額との差額(288,793千円)が生じた ため、当該差額の全額を2026年6月期第2四半期において、特別利益に計上する予定です。

# 【連結附属明細表】

### 【社債明細表】

該当事項はありません。

# 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	1	1	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	500,000	500,000	3.60	2029年 4 月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	ı	-
合計	500,000	500,000	-	-

- (注) 1.「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
  - 2. 長期借入金は、劣後ローン(公庫利子補給措置に伴う特別利率適用)であり、期限一括返済であります。
  - 3.長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	-	-	50,000	-

# 【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を 省略しております。

# (2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

		中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高	(千円)	1,830,606	3,722,853
税金等調整前 中間(当期)純損失( )	(千円)	31,083	757,905
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失( )	(千円)	37,342	767,900
1 株当たり 中間(当期)純損失( )	(円)	1.89	38.86

(注)中間連結会計期間の数値は、訂正報告書による修正後の数値であります。

# 2 【財務諸表等】

# (1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年 6 月30日)	当事業年度 (2025年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,341,049	2,466,724
売掛金	1 177,319	1 233,086
割賦売掛金	140	55
旅行前払金	443,718	438,833
前払費用	23,144	21,731
未収入金	1 8,539	1 8,337
その他	1 58,637	1 62,184
貸倒引当金	942	24
流動資産合計	3,051,607	3,230,931
固定資産		
有形固定資産	0	0
無形固定資産	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	58,500	33,730
長期貸付金	4,876	4,876
差入保証金	174,159	195,731
長期未収入金	299,037	299,037
その他	78,973	80,927
貸倒引当金	305,688	305,688
投資その他の資産合計	309,857	308,614
固定資産合計	309,857	308,614
資産合計	3,361,464	3,539,545

		(単位:千円)
	前事業年度 (2024年 6 月30日)	当事業年度 (2025年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
置掛金	1 104,640	1 135,634
未払金	1 62,450	1 229,376
未払費用	8,169	111,355
未払法人税等	10,149	3,780
旅行前受金	522,034	848,915
預り金	1、 2 813,452	1、 2 827,680
特別調査費用等引当金	-	343,509
その他	1,132	1,301
流動負債合計	1,522,029	2,501,552
固定負債		
長期借入金	500,000	500,000
関係会社事業損失引当金	4,153	-
資産除去債務	12,394	12,468
その他	23,083	22,751
固定負債合計	539,631	535,219
負債合計	2,061,661	3,036,772
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,358,367	100,000
資本剰余金		
資本準備金	3,268,367	2,011,098
その他資本剰余金	-	10
資本剰余金合計	3,268,367	2,011,108
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,326,802	1,608,208
利益剰余金合計	5,326,802	1,608,208
自己株式	128	128
株主資本合計	1,299,803	502,772
純資産合計	1,299,803	502,772
負債純資産合計	3,361,464	3,539,545
		, , , , , ,

# 【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度 当事業年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)	(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
売上高	1 3,152,721	1 3,667,917
売上原価		
商品売上原価		
商品期首棚卸高	-	-
当期商品仕入高	2,369,117	2,839,875
合計	2,369,117	2,839,875
商品期末棚卸高	-	
商品売上原価	2,369,117	2,839,875
売上原価合計	1 2,369,117	1 2,839,875
売上総利益	783,604	828,041
販売費及び一般管理費	1, 2 1,144,582	1, 2 953,458
営業損失( )	360,977	125,416
営業外収益		
受取利息	1 103	1 1,276
為替差益	794	2,626
受取手数料	2,641	5,722
その他	11,374	49
营業外収益合計 	14,914	9,674
営業外費用		,
支払利息	21,102	4,499
支払保証料	945	1,501
株式交付費	30,633	-
その他	1,790	1,220
営業外費用合計	54,471	7,221
経常損失( )	400,535	122,963
特別利益		·
関係会社株式売却益	8,596	-
関係会社事業損失引当金戻入額	3,819	4,153
特別利益合計	12,415	4,153
特別損失		
子会社株式評価損	-	24,769
減損損失	15,494	-
課徴金	12,000	
固定資産除却損	0	0
助成金返還損	-	263,595
特別調査費用等	-	385,890
特別損失合計	27,494	674,255
税引前当期純損失( )	415,613	793,065
法人税、住民税及び事業税	7,265	3,975
法人税等合計	7,265	3,975
当期純損失 ( )	422,878	797,041

# 【株主資本等変動計算書】

# 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日)

(単位:千円)

		株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		貝平宇開立	余金	合計	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	1,545,330	1,455,330	-	1,455,330	4,903,923	4,903,923	128	1,903,390
当期変動額								
新株の発行	1,500,000	1,500,000		1,500,000		-		3,000,000
新株の発行(新株予約 権の行使)	313,036	313,036		313,036		-		626,072
資本金の減少								-
当期純損失( )				-	422,878	422,878		422,878
資本剰余金から利益剰 余金への振替								-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-		1		-
当期変動額合計	1,813,036	1,813,036	-	1,813,036	422,878	422,878	-	3,203,193
当期末残高	3,358,367	3,268,367	-	3,268,367	5,326,802	5,326,802	128	1,299,803

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	14,240	1,889,150
当期変動額		
新株の発行		3,000,000
新株の発行(新株予約 権の行使)		626,072
資本金の減少		-
当期純損失( )		422,878
資本剰余金から利益剰 余金への振替		1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	14,240	14,240
当期変動額合計	14,240	3,188,953
当期末残高	-	1,299,803

# 当事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		貝华华開並	余金	合計	合計 繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	3,358,367	3,268,367		3,268,367	5,326,802	5,326,802	128	1,299,803
当期变動額								
新株の発行				-		-		-
新株の発行(新株予約 権の行使)			10	10		-	0	10
資本金の減少	3,258,367		3,258,367	3,258,367				-
当期純損失( )				-	797,041	797,041		797,041
資本剰余金から利益剰 余金への振替		1,257,268	3,258,367	4,515,635	4,515,635	4,515,635		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				1		-		-
当期変動額合計	3,258,367	1,257,268	10	1,257,258	3,718,594	3,718,594	0	797,030
当期末残高	100,000	2,011,098	10	2,011,108	1,608,208	1,608,208	128	502,772

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	1,299,803
当期変動額		
新株の発行		
新株の発行(新株予約 権の行使)		10
資本金の減少		•
当期純損失( )		797,041
資本剰余金から利益剰 余金への振替		1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-
当期変動額合計	-	797,030
当期末残高	-	502,772

# 【注記事項】

### (重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物附属設備 6年~15年・工具、器具及び備品 3年~8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウエア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 特別調査費用等引当金

当事業年度に判明した、過年度における雇用調整助成金等の不正受給の疑義についての特別調査委員会の 調査費用及び過年度決算訂正に伴う監査報酬等について、今後発生が見込まれる額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主として以下の5ステップアプローチに基づき、財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を識別する

主要な事業における収益の計上基準は以下のとおりであります。

#### 旅行業

旅行業は、主に自社の企画旅行商品の販売、旅行の手配を行っており、旅行条件書に基づいて顧客に対し企画旅行の実施や航空券・鉄道・ホテル等の手配を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客が帰着した時点又は旅行の実施期間にわたり充足されると判断し収益を認識しております。

なお、旅行商品販売のうち、手配旅行などの当社が代理人として行う取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

#### 5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務

### (3) ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

# (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続して キャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省 略しております。

### 6 . 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外国通貨及び外貨建短期金銭債権債務は決算日の直物為替相場によって換算しており、換算差額は損益にて処理しております。なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債務については、当該為替予約の円 貨額に換算しております。

### (重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

### (1) 財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	-	-
繰延税金負債	0	0

# (2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

#### 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール及び将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。

### 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、予想販売数量であります。なお、当社は、2025年度に海外旅行市場における旅行者数が段階的に回復に向かうと見込んでおります。

### 翌年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の判断は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や 仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響 を与える可能性があります。

# (会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

### (表示方法の変更)

### (損益計算書)

前事業年度において、営業外収益に独立掲記しておりました「受取配当金」及び「受取補償金」は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度から営業外収益の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益に独立掲記しておりました「受取配当金」に表示していた1千円及び「受取補償金」に表示していた9,575千円は、「その他」として組み替えております。

### (追加情報)

### (不適切な会計処理について)

2025年3月11日付で、東京労働局より「雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金受給事業主様への自主調査のお願い」を受領したことを契機に、当社では自主的に社内調査を開始いたしました。

当社は、当社が過年度において受給した雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金に関して、受給申請の内容について精査を要する疑義が判明したため、2025年6月5日、特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。当社は、特別調査委員会から2025年8月29日に調査報告書を受領し、その結果、当社において、休業中の稼働指示や稼働実態を把握していたにもかかわらず、受給申請書に虚偽の記載を行い、雇用調整助成金798,492千円の不正受給を行っていたこと、また、2021年3月期より2023年3月期にかけて、不正に受給した雇用調整助成金を収益計上していたことが判明いたしました。さらに、調査の過程において、2021年3月期及び2022年3月期の支出のなかに、本来、費用処理すべきものがソフトウェアとして資産計上されていたこと、当社の元従業員が2017年3月期から2020年3月期において、旅行手配ミスによる損失先送りのため、金券類の不正取得・換金や入金偽装といった不適切な取引を伴う売上及び売上原価の架空又は過大計上等が判明いたしました。

当社は当該調査結果を受け、過年度に行われたこれらの不適切な会計処理(雇用調整助成金の不正受給に伴う助成金収入の過大計上、ソフトウェア過大計上及び損失先送りのための不適切な取引の会計処理)の訂正が必要であると

判断し、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表、四半期連結財務諸表並び に中間連結財務諸表を訂正することといたしました。

なお、今回の訂正にあたっては、過年度において重要性がないため訂正を行っていなかった事項、当該事項と同様の誤謬がないかを遡って点検の上検出された事項、及び監査の過程において追加的に検出された会計処理の誤謬の訂正も併せて行っております。

# (貸借対照表関係)

# 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2024年 6 月30日)	当事業年度 (2025年 6 月30日)
短期金銭債権	55千円	291千円
長期金銭債権	- 千円	10,000千円
短期金銭債務	6,153千円	6,281千円

# 2 預り金のうち当社が受給した雇用調整助成金の返還予定額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 6 月30日)	当事業年度 (2025年 6 月30日)
 預り金	798,492千円	798,492千円

### 3 偶発債務

前事業年度(2024年6月30日)

該当事項はありません。

# 当事業年度(2025年6月30日)

当社は、雇用調整助成金の不適切な受給等が発覚したため、過年度における有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

今後、当社は金融庁から開示規制違反に係る課徴金の納付命令を受ける可能性があります。その結果により当社の業績に影響を与える可能性がありますが、現時点ではその影響を合理的に見積ることは困難であり、当社の財政状態及び経営成績に与える影響は明らかではありません。

### (損益計算書関係)

# 1 関係会社との取引高

•	がかれている。				
•			 前事業年度		当事業年度
		(自	2023年4月1日	(自	2024年7月1日
		至	2024年 6 月30日)	至	2025年 6 月30日)
•	営業取引による取引高		107,341千円		108,097千円
	営業取引以外の取引による取引高		88千円		- 千円

# 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 (自		当事業年度	
		手 4 月 1 日 (自 手 6 月30日)       至		
		363,941千円	288,720千円	
減価償却費		838千円	- 千円	
広告宣伝費		88,707千円	162,576千円	
支払手数料		309,457千円	264,103千円	
地代家賃		76,165千円	45,315千円	
おおよその割合				
販売費		56%	63%	
一般管理費		44%	37%	

# (有価証券関係)

### 子会社株式

# 前事業年度(2024年6月30日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。 なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位:千円)

	(十四・113)
区分	前事業年度 (2024年 6 月30日)
子会社株式	58,500

# 当事業年度(2025年6月30日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。 なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位:千円)

区分	当事業年度 (2025年 6 月30日)	
子会社株式	33,730	

### (税効果会計関係)

# 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2024年6月30日)	(2025年6月30日)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金	1,383,261千円	1,511,771千円
減損損失	55,512千円	26,171千円
資産除去債務	3,795千円	3,924千円
繰延消費税	321千円	- 千円
長期未払金	1,015千円	940千円
未収入金	4,095千円	4,216千円
未払事業税	2,663千円	- 千円
特別調査費用等引当金	- 千円	108,274千円
その他	363,350千円	461,628千円
繰延税金資産小計	1,814,015千円	2,116,926千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,383,261千円	1,511,771千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	430,754千円	605,154千円
評価性引当額小計	1,814,015千円	2,116,926千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する有形固定資産	0千円	0千円
繰延税金負債合計	0千円	0千円
— 繰延税金負債純額	0千円	0千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

# 前事業年度(2024年6月30日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

# 当事業年度(2025年6月30日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

# (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# (重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

# 【附属明細表】

# 【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高(千円)	減価償却 累計額 (千円)
	建物附属設備	0	-	-	-	0	515
有形固定資産	工具、器具及び備品	0	-	0	-	0	13,680
	計	0	1	0	-	0	14,196
	ソフトウエア	0	-	1	-	0	-
無形固定資産	ソフトウエア仮勘定	0	-	-	-	0	-
	計	0	-	-	-	0	-

# 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	306,631	-	918	305,712
特別調査費用等 引当金	-	343,509	-	343,509
関係会社事業損 失引当金	4,153	-	4,153	-

# (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

# (3) 【その他】

該当事項はありません。

# 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎年9月中
基準日	毎年 6 月30日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、毎年6月30日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.tabikobo.com/
株主に対する特典	なし

- (注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない 旨、定款に定めております。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

# 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

# 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

# (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第30期(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日) 2024年9月26日関東財務局長に提出。

### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第30期(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日) 2024年9月26日関東財務局長に提出。

### (3) 半期報告書及び確認書

第31期中(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日) 2025年2月13日関東財務局長に提出。

### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)に基づく臨時報告書2024年8月23日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(臨時株主総会における議決権行使の結果)に基づ く臨時報告書

2024年9月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書 2024年11月18日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書2025年9月4日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書 2025年9月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(定時株主総会における議決権行使の結果)に基づ く臨時報告書

2025年9月26日関東財務局長に提出。

### (5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第27期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2025年10月31日関東財務局長に提出。 事業年度 第28期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2025年10月31日関東財務局長に提出。 事業年度 第29期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2025年10月31日関東財務局長に提出。 事業年度 第30期(自 2023年4月1日 至 2024年6月30日) 2025年10月31日関東財務局長に提出。

# (6) 内部統制報告書の訂正報告書

第27期の内部統制報告書に係る訂正報告書 2025年10月31日関東財務局長に提出。 第28期の内部統制報告書に係る訂正報告書 2025年10月31日関東財務局長に提出。 第29期の内部統制報告書に係る訂正報告書 2025年10月31日関東財務局長に提出。 第30期の内部統制報告書に係る訂正報告書 2025年10月31日関東財務局長に提出。

# (7) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第29期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2025年10月31日関東財務局長に提出。 第29期第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2025年10月31日関東財務局長に提出。 第30期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2025年10月31日関東財務局長に提出。 第30期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2025年10月31日関東財務局長に提出。 第30期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2025年10月31日関東財務局長に提出。 第30期第4四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日) 2025年10月31日関東財務局長に提出。

### (8) 半期報告書の訂正報告書及び確認書

第31期中(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日) 2025年10月31日関東財務局長に提出。

### (9) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書(2020年12月23日に提出した有価証券届出書の訂正届出書) 2025年10月31日関東財務局長に提出。 訂正届出書(2022年8月12日に提出した有価証券届出書の訂正届出書) 2025年10月31日関東財務局長に提出。 訂正届出書(2023年8月10日に提出した有価証券届出書の訂正届出書) 2025年10月31日関東財務局長に提出。

EDINET提出書類 株式会社旅工房(E33110) 有価証券報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年10月31日

株式会社旅工房 取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

#### 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 柴谷哲朗

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 丸田力也

### <連結財務諸表監查>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社旅工房の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社旅工房及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年10月15日に、東京労働局に対し、過年度に受給した雇用調整助成金(違約金及び延滞金を含む)の返還納付を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

# 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 過年度の不適切な会計処理を踏まえたリスク評価手続

#### 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

【注記事項】(追加情報)(不適切な会計処理について)に記載されているとおり、株式会社旅工房(以下「会社」という。)は、東京労働局の依頼により自主調査を行った結果、過年度に受給していた雇用調整助成金等の受給申請の内容について精査を要する疑義が判明したため、2025年6月5日に特別調査委員会を設置し、同年8月29日に同委員会から調査報告書を受領した。

上記の調査の結果、2021年3月期から2023年3月期にかけて不正に受給された雇用調整助成金798,492千円が収益計上されていた等の不適切な会計処理が判明したことから、会社は、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表等を訂正している。また、訂正後の連結財務諸表等については、前々任監査人及び前任監査人(以下、あわせて「前任監査人」という。)の監査等(以下、「訂正監査」という。)を受けている。

また、会社は、雇用調整助成金の不正受給に伴う不適 切な会計処理を発生させ、早期発見・是正できなかった 原因は全社的な内部統制の不備にあり、当該不備は当連 結会計年度末までに是正されていないと判断している。

監査上、当連結会計年度における連結財務諸表において不正による重要な虚偽表示が広範にわたって存在していないかを検討するに当たり、特別調査委員会による調査結果や前任監査人による訂正監査の結果を理解することは重要である。また、上記の検討を行うためには、不正調査に関する専門的な知識と職業的専門家としての慎重な判断が必要となる。

以上より、当監査法人は、過年度の不適切な会計処理 を踏まえたリスク評価手続を立案し、実施することが、 監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

### 監査上の対応

当監査法人は、過年度の不適切な会計処理を踏まえ、 以下のリスク評価手続を実施した。

- (1) 特別調査委員会の調査報告書の信頼性を評価するために、以下の手続を実施した。
  - ・特別調査委員会の適性、能力及び客観性を検討し た。
  - ・調査対象期間に、当連結会計年度が含まれているか を確かめた。
  - ・当監査法人及びそのネットワーク・ファームの不正 調査の専門家を関与させ、特別調査委員会が実施し たデジタルフォレンジック調査について、調査範囲 の適切性、データ保全の完全性、不正に関連する キーワード選定の妥当性、データ処理やドキュメン トレビューの適切性等を検討した。特にキーワード 選定については、類似取引の調査だけでなく、その 他の不正による重要な虚偽表示が存在しないかを検 知できるように行われているかについて検討した。
- (2) 連結財務諸表監査に与える影響を検討するために、 以下の手続を実施した。
  - ・統制環境やリスクの評価と対応、情報と伝達といった全社的な内部統制の整備・運用状況について、経営者とのコミュニケーションを行った。
  - ・特別調査委員会とのコミュニケーションや調査報告書の閲覧を行い、過年度の不適切な会計処理を生じさせた原因について理解するとともに、当該原因が不正による重要な虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼす程度について評価した。
  - 前任監査人とのコミュニケーション等を行い、訂正 監査の過程で識別された不正による重要な虚偽表示 リスクや、発見された虚偽表示が、当連結会計年度 の不正による重要な虚偽表示リスクの生じやすさに 影響を及ぼす程度について評価した。
  - ・過年度の不適切な会計処理と関連する勘定科目又は 取引種類に対し、当監査法人が実施すべき監査手続 の種類、実施時期及び範囲について検討した。

#### 個人旅行事業の売上高の期間帰属の適切性及び正確性

### 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

株式会社旅工房(以下「会社」という。)は、個人旅行事業において、国内の個人顧客向けに海外旅行関連商品を提供しており、インターネット上でパッケージ商品を販売するとともに、旅行方面別に設置された「トラベル・コンシェルジュ」と呼ばれる担当者が顧客のニーズに応じた旅行を提案・販売している。

【注記事項】(収益認識関係)に記載のとおり、当連結会計年度において、個人旅行事業の売上高は3,523,300千円計上されている。同事業の売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響の収束等により回復傾向にあり、連結損益計算書に計上された売上高に占める割合は94%と金額的に重要となっている。

会社は、個人顧客向けに多岐にわたる旅行商品を販売しており、少額・大量の売上取引を適切な期間に正確に記録するため、ITシステムを利用して、予約受付から売上高を計上するまでの一連の内部統制を構築している。

監査上、個人旅行事業の売上高の期間帰属の適切性及び正確性を検証するためには、会社のITシステムが生成した売上データの網羅性及び正確性に関する監査証拠を入手することが重要となる。

以上より、当監査法人は、個人旅行事業の売上高の期間帰属の適切性及び正確性が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

### 監査上の対応

当監査法人は、個人旅行事業の売上高の期間帰属の適切性及び正確性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。

- (1) 旅行商品の予約受付から売上高計上までの一連の内部統制について、整備・運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、当監査法人のIT専門家を関与させ、以下について重点的に検討した。
  - ・予約受付用メールシステム及び予約管理システムの 変更管理、アクセス管理及びIT運用管理
  - 予約管理システムに入力する予約受付、変更、キャンセル等の予約データの正確性を担保する統制
  - ・予約データに基づいて予約管理システムが生成する 売上データの正確性を担保するIT業務処理統制
- (2) 売上高の期間帰属の適切性及び正確性を検証するため、以下の手続を実施した。
  - ・予約管理システム上の売上データからサンプルを抽出し、顧客から受け取った予約メール情報と照合することで、売上計上日及び売上計上額を確かめた。
  - ・予約管理システム上の売上データ全件を対象として 売上高と利益率を用いた散布図を作成し、外れ値と なっている取引を抽出したうえで、会社担当者への 質問や販売代金の入金記録の閲覧を実施すること で、売上高が正確に計上されているかを確かめた。
  - ・予約管理システム上の売上データが、網羅的かつ正確に会計システム上の仕訳データに取り込まれているかを確かめた。

#### その他の事項

会社の2024年6月30日をもって終了した前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該訂正後の連結財務諸表に対して2025年10月31日付けで限定付適正意見を表明している。

なお、限定付適正意見を表明した理由は、以下のとおりである。前々連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に修正が必要かどうか判断することができず、前々連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。当該事項が前連結会計年度の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表について限定付適正意見を表明している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠 を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及 び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監查 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社旅工房の2025年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社旅工房が2025年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の全社的な内部統制に開示すべき重要な不備が存在しているが、会社 は当該不備に起因する必要な修正は全て財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

# 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての 内部統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、 識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項 について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

# <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

# 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

EDINET提出書類 株式会社旅工房(E33110) 有価証券報告書

# 独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社旅工房 取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

#### 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷哲朗 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸田力也 業務執行社員

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社旅工房の2024年7月1日から2025年6月30日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会 社旅工房の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年10月15日に、東京労働局に対し、過年度に受給した雇用調整助成金(違約金及び延滞金を含む)の返還納付を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要である と判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

### 過年度の不適切な会計処理を踏まえたリスク評価手続

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「過年度の不適切な会計処理を踏まえたリスク評価手続」と同一内容であるため、記載を省略している。

### 個人旅行事業の売上高の期間帰属の適切性及び正確性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「個人旅行事業の売上高の期間帰属の適切性及び正確性」と同一内容であるため、記載を省略している。

### その他の事項

会社の2024年6月30日をもって終了した前事業年度の訂正後の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該訂正後の財務諸表に対して2025年10月31日付けで限定付適正意見を表明している。

なお、限定付適正意見を表明した理由は、以下のとおりである。前々事業年度の訂正後の財務諸表に修正が必要かどうか判断することができず、前々事業年度の訂正後の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。当該事項が前事業年度の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、前事業年度の訂正後の財務諸表について限定付適正意見を表明している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制

EDINET提出書類 株式会社旅工房(E33110) 有価証券報告書

の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

# <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。